

平成21年第4回防府市議会定例会会議録（その4）

平成21年6月18日（木曜日）

議事日程

平成21年6月18日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（24名）

2番	齊藤 旭 君	3番	山田 耕治 君
4番	河杉 憲二 君	5番	山根 祐二 君
6番	土井 章 君	7番	松村 学 君
8番	大田 雄二郎 君	9番	木村 一彦 君
10番	横田 和雄 君	11番	田中 敏靖 君
12番	山本 久江 君	13番	田中 健次 君
14番	佐鹿 博敏 君	16番	高砂 朋子 君
17番	今津 誠一 君	18番	青木 明夫 君
19番	重川 恭年 君	20番	伊藤 央 君
21番	原田 洋介 君	22番	三原 昭治 君
23番	藤本 和久 君	24番	久保 玄爾 君
25番	山下 和明 君	27番	行重 延昭 君

欠席議員（3名）

1番	安藤 二郎 君	15番	弘 中正 俊 君
26番	中 司 実 君		

説明のため出席した者

市	長	松浦正人君	副	市	長	嘉村悦男君													
会計	管理	者	松吉栄君	財	務	部	長	吉村廣樹君											
総	務	部	長	浅田道生君	総	務	課	長	原田知昭君										
生活	環境	部	次	長	安田憲生君	産	業	振	興	部	長	阿部勝正君							
土木	都市	建設	部	長	阿部裕明君	土	木	都	市	建設	部	理	事	岡本幸生君					
健康	福祉	部	長	田中進君	教	育	部	長	岡田利雄君										
教	育	部	次	長	山邊勇君	水	道	事	業	管	理	者	中村隆君						
水道	局	次	長	本廣繁君	消	防	部	長	武村一郎君										
監	査	委	員	和	田	康	夫	君	入	札	検	査	室	長	安田節夫君				
農業	委員	会	事	務	局	長	村田信行君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	古谷秀雄君
監	査	委	員	事	務	局	長	小野寺光雄君											

事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

午前10時 開議

議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。欠席の届け出のありました議員は、安藤副議長、中司議員、弘中議員であります。

また、執行部については、古谷生活環境部長が所用のため欠席する旨の届け出に接しております。代理として安田生活環境部次長が出席をされております。

会議録署名議員の指名

議長（行重延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。20番、伊藤議員、21番、原田議員、御両名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

一般質問

議長（行重延昭君） それでは、これより早速質問に入ります。最初は、16番、高砂議員。

〔16番 高砂 朋子君 登壇〕

16番（高砂 朋子君） 皆様、おはようございます。公明党の高砂でございます。通

告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目、女性の健康支援についてお伺いをいたします。

平成19年4月に内閣府で策定された新健康フロンティア戦略において、女性の健康力が柱の一つに位置づけられました。女性が生涯を通じて、健康で、明るく、充実した日々を過ごすためには、女性のさまざまな健康問題を社会全体で支援していくことが重要だと意義づけられています。毎年、ひな祭りと、国際女性の日が入った3月1日から8日までを女性の健康週間と定め、女性の健康づくりを国民運動の一つとして展開することになっております。

私ども公明党も、女性の健康が社会の元気につながるとの思いで、公立病院に女性専門外来の設置や乳がんのマンモグラフィ検査導入、妊婦健診公費助成など、女性の健康支援に多くの提言をしてまいりました。

しかし、まだまだ日本は女性の健康後進国と言われ、昨年の厚生労働省の調査では、各世代で多くの女性が健康に不安を抱えていることがわかりました。この不安を払拭するために、女性の一生を丸ごと支援すべく「女性サポート・プラン」を作成し、党として取り組んでいるところでございます。

それでは、健康支援について3点ほど質問をいたします。

1点目、女性特有のがん対策について質問をいたします。近年、20代から30代の女性で子宮頸がん、40代から50代の女性で乳がんが増えており、早期発見、早期治療の重要性も訴えられ、これらのがんが大きく取り上げられるようになりました。しかしながら、依然続いている低い受診率、守れたはずの多くの女性の健康ととうとい命が損なわれているのが現状です。

まず、子宮頸がんについてですが、原因となるヒト・パピロマウイルスには約8割の女性が、一生の間に感染すると言われておりますが、がんに変異する前に検査で容易に発見でき、ワクチンの使用と合わせて、技術的には100%予防できるがんとされています。大変残念なことに、国内では毎年8,000人の方が発症され、2,500人が亡くなられておられる現状がございます。それはなぜでしょうか。世界では80カ国で承認されているワクチンが、日本では、いまだ承認されていないからであり、欧米の受診率が7割から8割なのに対して、日本は2割という現実があるからです。

ちなみに、ワクチンの承認がないのは、アジア諸国の中で日本と北朝鮮だけということでございます。20代から30代の若い女性の命を守るべき、大変重要ながん対策ということで、我が党としてワクチンの早期承認と接種への助成を国に求め、一日も早い対応を待っているところでございます。

次に、乳がんについてですが、早期発見の場合90%以上の治癒が期待できるとされています。そのためには視触診のみでは不十分であり、マンモグラフィによる検査との併用が効果的ということで、全国的にこの検査が導入され約4年がたちます。しかしながら、受診率はまだまだ低く、2007年の数字ですけれども、乳がんで年間約1万1,000人の方が亡くなっております。死亡率が増加傾向であることを注視し、受診しやすい体制の整備が不可欠ですし、ソフト面からも働きかけが必要ではないかと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。平成17年度から防府市においても実施されております乳がん検診、マンモグラフィ検査ですが、この4年間の受診状況についてお聞かせください。

次に、最近は働く女性が多いことから、休日でないとい検診が受けにくい状況があります。そこで、乳がん検診の県予防保健協会検診車による、土日、祭日に集団検診の実施ができないかと考えますが、いかがでしょうか。また、少しでも受診しやすいようにと、昨年度から始められた県事業の休日検診及び今年度は平日の夜間検診も始まりますが、市としての利用普及のためにどのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

厚生労働省は5月29日、乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券を検診対象者年齢の女性、約760万人に配布することを公表いたしました。両検診とも20%という低い受診率の現状から、受診率を向上させ、女性特有のがんの早期発見・早期治療につながる第一歩として期待されているところでございます。今後、どのように市として取り扱っていかれるのか、お聞かせください。

2点目、女性の健診率向上のための取り組みについて質問をいたします。前段、御紹介いたしましたように、女性の健康力が大切であり、女性が元気に健康でいられることが社会の元気につながることから、女性特有のがん検診だけではなく、一般健康診査も大変重要だと思えます。早期発見、早期治療はどの病気にも言えることで、受診率向上の対策は、これからの重要な課題であると思えます。平成20年度から実施されている特定健診ですが、受診状況も合わせて、今後のお取り組みをお聞かせください。

3点目、妊婦健診公費助成の継続支援について質問をいたします。今年度より、妊婦健診公費負担が5回から14回に拡充されたことは、特に今回の経済不況下においてはなおさら、妊娠中の経済的負担の軽減と母子ともの健康のための政策として大変喜ばれ、大きな反響がございました。国は、今回の補助を平成22年度までの期限付きの措置としておりますが、今後も公費負担の継続は大変重要な政策だと考えます。市として今後はどうにお考えなのか、お聞かせください。

大きな項目の2点目でございます。不法投棄対策についてでございます。

皆様、御存じのとおり、この6月は環境月間です。平成3年から始まったこの月間の取り組みは、全国さまざまなところで行事が開催され、多くの人たちに環境保全に向けて呼びかけ、行動のきっかけづくりをしているところでございます。

先日、「富士山おそうじウオーク」というテレビ局主催で行ったイベントの放送を見ました。子どもたちから大人まで150人で沿道のごみ拾いをしたところ、空き缶や瓶、ペットボトル、たばこの吸い殻、紙やビニールごみ、タイヤや自転車、電化製品まで、ありとあらゆるごみが集まったそうです。感想を聞かれたある小学生が言うておりました。「ごみを捨てるのはみっともない」と。それらを捨てたのは、大半が大人でしょう。子どもに範を示すべき大人がモラルなくごみを捨てて、そのごみを子どもが汗を流して拾う、何とも情けない世の中になっていることを私たち大人は反省し、環境問題について、今すぐできることから始めなければならないと思った次第でございます。

各地で見られた不法投棄に対応するため、廃棄物処理法の改正が平成3年を皮切りに行われ、抜本的な見直しや罰則強化、未然防止のための措置強化、排出事業者の責任強化などがされ、年々取り締まりの件数は減少しているようですが、あくまでも根絶を目標にしており、ここ数年の不法投棄された廃棄物の処理には約1兆円の税金が投入されている実態を考えたとき、まだまだ課題は大きいと思われまます。不法投棄問題は、地域住民の皆様の協力を得て監視活動や啓発事業が行われ、不法投棄を発生させない環境づくりをさらに進めていくことが重要だと思ひます。そこで、以下4点について質問をいたします。

1、相談窓口について。市民の皆様が、不法投棄やごみのポイ捨てでお困りのときは、まず、どちらに問い合わせをしたらよいか、相談したらよいか、お聞かせください。

2、県事業との連携について。県は不法投棄ゼロを目指してさまざまな方法で監視をしています。不法投棄ホットラインの設置、廃棄物不法投棄監視連絡員による監視、不法投棄等監視連携システムの導入などですが、市としてどのように連携をとっておられるか、お聞かせください。

3点目、市民の皆様と進める取り組みについて。多くの市民の皆様のご協力をいただき、まちぐるみ、地域ぐるみで取り組まなければ、この問題は県、市の取り組みだけでは難しいように思ひます。各自治会では、自主的な清掃活動や環境美化に積極的に努めておられます。また、ポイ捨て、不法投棄の多い自治会では苦慮されており、さまざまな対策を講じられているようです。環境美化で不法投棄されない環境をつくること、不法投棄を、より多くの人で監視するシステムづくりが重要だと思ひます。市のお考えをお聞かせください。

4点目、新バージョンの看板作成について。現在、市においては、ポイ捨て禁止の看板

を必要とされている方に無料で配布されていますが、不法投棄に対する警告の看板も常備、必要なのではないかと思います。新規作成の折には、もっと強力なインパクトのあるものにしてはと思いますが、いかがでしょうか。ある自治会では、ポイ捨ての多い地域であることから、自治会の予算を計上し、市の看板では効果が薄いと、オリジナルの看板をつくらうとされています。このような自治会もありますので、行政もしっかり把握され、積極的な支援をお願いしたいと思います。市のお考えをお聞かせください。

次の大きな項目に移ります。野焼きの対策についてでございます。

ことしに入り、天候異変でしょうか、好天が続く、空気が乾燥していた春先から、全国各地で野焼きによる火災で高齢者の方が相次いで亡くなるという、大変痛ましい報道が流れました。中でも3月、大分県由布市での、一度に4人亡くなった事故の様子は大きく取り上げられました。その後、県内でも萩、光、山口と、休耕田の雑草処理などをされていた高齢者の方が3人亡くなっています。いずれも70歳を超える方々で、御夫婦、もしくは1人で作業されていました。御冥福を祈らずにはおれません。

私は、数年前から、防府市安心安全情報システムに登録させていただき、携帯電話にさまざまな情報をいただいておりますが、5月14、15日には火災気象通報の発表、19日には乾燥注意報の発表と続き、26日には市内でも野焼きによる火災発生との報がありましたので、大変驚いた次第でございます。今後、毎年、温暖化が進み、乾燥している気候になるたびに、このような痛ましい火災事故が二度と起きないために、防府市においても万全の方策を講じていただきたく質問をすることにいたしました。

県は3月末、2件の死亡事故を受け、4月1日に野焼き火災防止に向けた庁内連絡会議を設置し注意喚起を図りつつも、8日に山口市においても死者が出たことから緊急会議を開き、さらなる対策協議をいたしました。乾燥状態が続き、注意報まで出ている日には野焼きをしないことや、実施する場合は必ず消防署に連絡すること、高齢者だけで行わず複数人で行うことなど、自治会などの地域の方との御協力もいただき、きめ細かに市民の皆様周知徹底していただくことが重要と考えますが、防府市においてはどのような対策をとっておられるのか、お聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、不法投棄対策についての御質問にお答えいたします。

まず、相談窓口についてでございますが、山口県における相談窓口は防府環境保健所が担当し、市の相談窓口は生活安全課が担当しております。

2番目の、県事業との連携についての御質問でございますが、山口県では不法投棄と野外焼却、いわゆる野焼きに対処するため、不法投棄ホットライン、フリーダイヤル0120 538 710、「ごみはないわ」を設け、県民からの情報を常時受け付けております。そこで、通報があった場合には、所管官庁である防府環境保健所と市が連携して現地調査を行っております。そして、投棄者が判明した場合には警察署に通報し、警察署から強制的な撤去回収の指導がなされているところでございます。

また、市では、警察署などの関係機関で構成された廃棄物不法投棄等連絡協議会と連携を図るとともに、防府環境保健所と監視パトロールを強化し、不法投棄の早期発見に努めております。

しかし、残念ながら、こうした取り組みにもかかわらず、不法投棄事案の大半は投棄者不明となっているのが現状でございます。

3番目の御質問の市民の皆様と進める取り組みについてでございますが、市では、既に「防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例」を制定しております。この中でポイ捨て行為の禁止規定を設け、地域における環境美化及び自主的な清掃活動に関する環境意識の啓発に努めております。

また、ポイ捨て禁止の啓発用看板及び回覧用チラシを作成いたしまして、地域で活用される自治会をはじめ希望者に無料で配布し啓発に努めてまいりました。今後も、不法投棄の防止策や廃棄物処分についての御相談につきましても、投棄された廃棄物の現況や地域の皆様の御要望など、その状況を十分把握し、引き続き的確に対応してまいりたいと存じます。

最後に、新バージョンの看板作成についてのお尋ねでございますが、市はポイ捨て防止条例の施行以降、A3判サイズの5種類の啓発用看板を約2,900枚、配布してまいりました。十分とは言えないまでも一定の成果があったものと思っております。また、廃家電や引っ越しごみなどの、多量で悪質な不法投棄が多発している場所では大型看板を設置するなど、再発防止に努めているところでございます。

今後は、不法投棄の未然防止を図るため、より効果のある看板の作成など、地域の皆様方の御要望に対しまして、必要に応じた援助を検討してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、消防長、健康福祉部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

昨日、県の施設のいろいろな統廃合の質問をされた中にもありましたけれども、保健所も、いずれは統廃合になるというお話もお聞きいたしました。保健所と連携してパトロー

ルや現地調査をしておられるという御答弁でございましたけれども、今後、保健所の統廃合の後には、どのように対応されていかれるのでしょうか。この点について、まず1点目、お聞かせいただければと思います。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 統廃合されましても、県の事務、市の事務というのは、おのずとあるわけでございます。統廃合されたから県の事務がなくなるものではないという認識であります。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 市民の皆様の困っている案件でございますので、県の事業との連携をしっかりとっていただいて、市民の皆様の御要望にお答えいただければと思います。

また、今、不法投棄ホットラインの御紹介がございました。0120 538 710、「ごみはないわ」と覚えるということでございますけれども。私自身、お恥ずかしいことでございますけれども、市民の皆様の御相談を受け、初めてこの番号を知ったわけでございます。このシステムをもっと市民の皆様に広く知っていただく方法はないものかと思っております。

昨年10月に環推協の環境衛生だよりも不法投棄の特集を組んでおられ、この番号が紹介されておりました。この黄色い小さいチラシでございますけれども、A4サイズの黄色い派手なチラシがあるわけなんですけれども。このチラシを回覧板で回していただくとか、自治会の会合等でも総会等が年1回行われますので、このような会合でもチラシをもとに呼びかけをしていただくとか、知っていただくための工夫を、さらにはお願いできないものかと思っております。ホットラインに電話をかける人を、ただ増やすだけが目的ではなく、ホットラインの存在を広めていくこと、監視の目が増えることが抑止力になると思っております。この件に関して、いかがお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 県のほうでホットラインを設置されていらっしゃるということで、ぜひそういうホットラインの番号等々を、市民の方、住民の方にお知らせするというのは大変意義があるんじゃないか、そのように思います。

また、今、議員さん御指摘のように、その番号を実際の啓発用の回覧板等に載せるのも大変意義があるんじゃないかな。あるいは、現に不法投棄がよくされている道の入り口に、もしも見つけたら「ごみはないわ」という看板を設置するのも、すごく意義があるんじゃないかなというふうに思います。

したがいまして、いわゆる設置主体である防府環境保健所と、こういう啓発活動に県の「ごみはないわ」という番号を使いたいというのを協議いたしまして、了解が得られれば、それは前向きに進めたいと、そのように考えております。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） ありがとうございます。ぜひ、そのようにお取り組みをよろしく願いをいたします。

エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機などの特定家庭用機器が不法に捨てられていた場合、市が処理をするとなるとリサイクル料金が発生いたし、それを払うこととなります。皆様からの税金で支払うということになります。これは避けなければなりません。そういった意味でも皆様お困りのことでございますので、さらに普及・啓発をお願いをしたいと思います。

「ご近所の底力」という番組で紹介をされていたのですが、不法投棄の多い場所に赤い鳥居を設置することによって激減したそうです。ポスターの文言も一工夫して作成していただきたいので御紹介をさせていただくんですけれども、同じくこの番組で見させていただきましたが、痴漢出没や自転車盗難に困っていた地域が考え出されたのが、「おかげさまで犯人を逮捕することができました。御協力ありがとうございました」とお礼のポスターを張ったそうです。「痴漢注意」とか「自転車盗難注意」より効果が大きかったということでございました。知恵は現場にありだと思いました。市におかれましては、お困りの声の情報収集と解決に向けての情報提供の御努力を、今後もしっかりしていただきたいと思えます。どうかよろしく願いをいたします。

それから、看板作成に関してですけれども、御答弁の中に「必要に応じた援助を」という言葉があったかと思えます。具体的には、どのような御支援を考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） これまでしてきましたのは、生活安全課で、ポイ捨てをやめましょうという看板、5種類ございまして、それを2,700枚、実績として配っておりますが、それが一つ。

それから、クリーンセンターのほうで、警察署との連名で、この付近にごみを捨てると罰せられますよといったような看板。そして、これはというところ、先ほど市長の答弁でさせていただきましたが、いわゆる引っ越しごみ等が大量に捨てられまして、それを見た人が、また次を捨ててくるというふうな事例がありましたんで、そこは特注の看板を作成して設置した事例がございます。引き続き、このような対策をやっていきたいというふう

に思っております。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 先ほど御紹介いたしましたように、ある自治会では今年度の自治会の予算に、看板もしくは大きな旗、いろいろな案を考えておられるようですけれども、自分たちの自治会の予算で看板をつくって再発防止に努めたいと、すごい思いを語っていただきました。こういった自治会もありますので、そういった自治会の御要望も聞いていただいて、看板作成に関していろいろな御助言、また御支援をしていただければと思います。どうか、よろしく願いをいたします。

最後の質問でございますが、全国一斉に「ごみゼロ」の5月30日から、「環境の日」の6月5日までの期間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と称し、不法投棄をなくしていくことを目標に、パトロールなどの活動が展開されたわけでございます。防府市としては、どのようなお取り組みを今回されたのか、御紹介いただければと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部次長。

生活環境部次長（安田 憲生君） それでは、パトロールの具体的中身について御説明をいたします。6月4日に、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」期間中ということで、パトロールを実施しましたが、これは県の職員が3人と市の職員が2人、都合5名で2台の車に分乗いたしまして、これまで不法投棄がされた実績があったところ、そういうところを重点的に市内全域をパトロールしてまいりました。これが、以上、説明になります。よろしく申し上げます。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） パトロールをされたということでございますが、やはり、せっかく「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と称して大きなイベントを打ち出されておるわけですので、市民の皆さんにも事前に徹底をしていただいて、市民の皆様の監視の目が光る1週間なりにしていただければ啓発のきっかけになるのではないかと、このように考えております。来年度からの取り組みも、よろしく願いをいたします。

アルピニストの野口健さんは、2005年から、「富士山から日本を変える」ということで、富士山周辺の一帯に減らない不法投棄に対して、行政と地元住民に呼びかけ、清掃活動とともに多数の目による監視体制を築いて大きな成果を上げられております。人間が自然環境を破壊しているわけだから、環境問題の相手は人間であり、一人ひとりの意識を変えることだと言われております。環境教育の重要性を強く感じた次第でございます。今後、行政として環境問題への取り組みは大変重要だと思います。このことを申し上げ、この項の質問は終わります。

議長（行重 延昭君） 次は野焼きの対策について。消防長。

消防長（武村 一郎君） 野焼きの対策についてお答えをいたします。

まず、野焼きの規制についてでございますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が平成12年に改正されたことにより、法で定める適正な焼却施設を用いない廃棄物の焼却行為、いわゆる野焼きは一部の例外規定を除き禁止されておりまして、これに違反した場合は5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金という厳しい罰則が設けられております。

例外となる事例といたしましては、どんど焼きなどの風俗慣習上、または宗教上の行事としての焼却、あぜ草の焼却など、農業、林業、または漁業を営むためやむを得ないもの、たき火等日常生活を営む上で通常行われるものであって軽微なものが該当いたします。

また、野焼きにつきましては、規模が大きくなりますと、それが火災であるのか、野焼きの延長線上にあるのか、不明確な印象があることも事実でございます。

国におきましては、野焼きに限らず、「火災報告取扱要領」で、「火災とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために、消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象」と定義づけておりまして、これに基づき、火災かどうかの判断をしているところでございます。

市内の火災発生状況につきましては、本年6月3日現在21件の火災が発生し、そのうち4件が野焼きに起因するもので、昨年と同時期と比較いたしますと同じ件数で推移しております。

消防本部では、本年3月26日に市内台道で、野焼きに起因する火災で1名の方が負傷されましたことから、4月以降、市内の巡回広報や防府市安心安全情報システムを活用して、火災予防を呼びかける対策を実施してはりましたが、5月26日に、同じく市内台道で、同様に、野焼きに起因する火災で負傷者が発生しましたことから、市内全域の巡回広報を、午前、午後の2回に増やすとともに、電光掲示板での注意喚起、市広報への記事の掲載、オフトーク通信、エフエムわっしょいの活用に加え、消防団員による巡回広報も実施するなど、対策を強化したところでございます。

御承知のとおり、野焼きなど、火災と紛らわしい煙などを発生させる行為につきましては、事前に消防署に届け出をしていただくように火災予防条例で定められておりまして、この届け出を受理する段階で火災予防につきまして注意喚起を行っているところでございますが、未届けでの野焼きが多く、対応に苦慮しているところでございます。

さきに述べました市内で発生した4件の野焼きに起因する火災につきましても、事前の

届け出がされておりましたことから、現在、実施しております強化対策を今後も継続するとともに、議員御指摘の自治会を活用した広報活動を対策に加えまして、市民の皆様への周知徹底を図り、火災予防の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 市内でも野焼きによる火災が相次いだとの御報告を受け、本当に今後もしっかりと対応していただきたく思います。

やはり、巡回広報、また市広報による啓発、エフエムわっしょいによる啓発等の御紹介がございましたけれども、これだけでは不十分ではないかと思えます。高齢者の方が主な被害者でいらっしゃるということから考えますと、自治会等をしっかり活用されて、お声かけなど丁寧にしていただけるような体制をつくっていただければと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

温暖化が進んで異常気象の天候が続くとなれば、ことしのような火災事故が来年も起こらないとは限りません。再発防止のために、常日ごろからの啓発活動をよろしく願いを申し上げます。この項については終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、女性の健康支援について。健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 女性の健康支援についてお答えいたします。

まず、女性特有のがん対策についてでございますが、乳がん検診は、国の指針に基づき平成17年度から2年に1度、マンモグラフィによる検診を実施しております。受診者数は、平成17年度は医療機関707人、集団検診395人、計で1,102人。平成18年度は医療機関726人、集団検診434人、計1,160人。平成19年度は医療機関1,241人、集団検診543人、計1,784人。平成20年度は医療機関1,043人、集団検診414人、計1,457人ございました。

次に、乳がん集団検診の土日等休日の実施についてお答えいたします。

平成21年度の集団検診の回数は年12回を予定しておりますが、日数、日程等は、医師会や委託事業所との協議を経て決定しております。土日等休日の実施につきましては、休日に従事する医師や検診スタッフの確保等の問題もあり、現時点では実施が難しい状況でございます。

続きまして、昨年度から県が実施されています休日のがん検診の取り組みでございますが、平成20年度は市内の1医療機関で行われ、乳がん検診は2日間で22名、子宮がん検診は1日で12名の方が受診されました。今年度、県は平日の夜間に検診を行うことを検討されておりますので、市といたしましては医師会との協議の上、市民への啓発を検討

したいと存じます。

次に、乳がん・子宮がん検診対象者に配布される無料クーポン券の取り扱いについてお答えいたします。これは、今年度、国の経済危機対策である女性のがん検診推進事業でございますが、先日、県の説明会が実施されたところでございます。今後、実施に向け具体的な準備をしまっている所存でございます。

次に、女性の健診受診率向上のために取り組みについてお答えいたします。

平成20年度から、医療制度改革により、全医療保険者には40歳から74歳の被保険者と被扶養者を対象に特定健診・特定保健指導が義務づけられました。本市における平成20年度の国保特定健診受診率は24.6%で、男性は8.8%、女性は15.8%で、女性のほうが多く受診されております。また、特定保健指導実施率は全体で約6%でした。

なお、健診の啓発についてですが、市広報への掲載、自治会回覧をはじめ、健康教室や各種の会合等で行っております。

続きまして、妊婦健診公費負担助成ですが、この制度は平成20年度、国の二次補正の中で、生活対策として実施されている補助事業でございます。本市としましても今年度から公費負担の回数を5回から14回に増加し、出産にかかる経済的負担を軽減し、母子の健康保持増進に努めております。

この補助は2年間の時限措置でございますが、公費負担を継続することは少子化対策を図る上で効果的な支援策であると存じますので、引き続き県を通じ国に対し助成を要望するとともに、他市の動向を注視し、検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 丁寧な御回答、ありがとうございました。

乳がんマンモ検査受診の状況についてでございますけれども、受診は2年に一度ということで、そのくくりからすると、この4年間の実績、受診された方の数を見ますと増加しているということで、大変喜ばしいことであると思っております。

しかしながら、対象者数の全体からすると、どの程度になるのかなという心配もございます。この辺はいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 私どもは、対象者受診率は25%というふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 私もこのマンモ検査を受けましたけれども、検診者は女性ス

スタッフばかりですし、受けやすい環境が整っていると私は思います。市広報にもいろいろな啓発、また募集が出ておるのは皆さんも御存じかと思いますが、なかなか受けてくださる方が、全体的にはまだまだ25%ということで、少ないのではないかと思います。私の周囲の友人や知人の中でも、「マンモの検査を受けた」と聞くと、ほとんどの方が、いや行ってない、受けたことがないと、そういった声が返ってくるのが現状でございます。受診率向上のために、しっかりとこのマンモ検査の受診のPRもしていただきたいと思っております。

開始当初は、大道や小野などの周辺の公民館でもマンモの集団検診が行われておりましたけれども、現在は保健センターのみとなっておりますが、1カ所にされた理由が何かあるのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） おっしゃるとおり17年度の開所当初は、保健センター以外の周辺地区等でも集団検診を実施しておりました。さきにもお答えしましたが、集団検診の日数、日程等は、医師会や委託事業所の協議で決定しております。毎年、年間12日という限られた日数でございます。その点と、また乳がん検診の項目には視触診もございまして、診察室の設備等プライバシーの配慮も必要となります。そのために保健センターでの実施が望ましいと考えて、今の状況になっておるわけでございます。

なお、医療機関での検診につきましては、市民の皆様にもいつでも御利用いただけるよう、市内の4医療機関において、年間通じて実施しておりますので御利用いただきたいというふう存じます。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） よくわかりました。

女性スタッフが対応してくださるとはいえ、非常にプライベートなことでもございますので、丁寧な対応をしてくださる上での1カ所になったということだということだを了解したいと思います。

しかしながら、周辺の方々も、高齢者でも乳がんの検診を受けたいという方もいらっしゃると思いますので、いろいろな体制を考えていただいて、できれば私としては、周辺での集団検診も開始していただくようお願いしたいなと思っております。

次に、乳がん検診の休日の実施についてでございますけれども、実施は難しい状況との御答弁でございました。

ここで、宇部市の取り組みを御紹介させていただきます。宇部市においては、平成18年から、休日開催の女性総合集団検診の取り組みをされております。これは、がん予

防の啓発を含めた女性の健康づくりを目的にして始められたものでございます。昨今は大変働く女性が多いわけでございますけれども、年1回、休日に検診を開催、マンモ検診車、子宮がんなどの婦人検診車、胃部検診車、胸部レントゲン車を配置しての大変大がかりなものでございますけれども開催してこられ、大変好評の様子でございます。医師やスタッフの確保といった問題がありますので、すぐにこれだけの、全部の検診をとるわけにはなかなかいかないかもしれませんが、先進地の事例をしっかりと研究していただき、ぜひとも、まずは乳がんのマンモ検診から休日検診を始めていただけないものかというふうに思っております。再度、お答えをいただけますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 先ほど申し上げましたが、年に12回というのを今実施しておるわけですが 集団検診ですけれども、これと県の実施される休日診療、これは日数は少ないんですけども、これと合わせて今やっておるので、絶対にやらないというわけではないんですけども、検討してはまいりますけれども、現状、なかなかスタッフの確保等が難しいというふうなお答えをさせていただいたということで、御勘弁いただきたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） なかなか御勘弁ができないんですけど。できれば12回のうち1回だけでも休日にしていただくということは、そんなに難しいことでしょうか。その辺が、私としてはなかなか納得できないところでございます。県の取り組みとの連携もしていただくということ、また市内の医療機関による通常の検診もあるということなので、それに対応していらっしゃるということではございますけれども、25%ということの低い受診率を何としても上げていきたい、このような思いでいるわけでございます。

休日検診とあわせて平日夜間検診が1医療機関で行われる、このことは大変喜ばしいことでありますし、今後も期待したいと思えますけれども、何せ1医療機関ということでございますので限界があります。その意味からも、休日に集団検診車を呼んで検診をする必要性も出てくるのではないかと、重ねてお願いをしたいと思えます。

次に、乳がんと子宮頸がんの無料クーポン券配布についてでございますけれども、これは国の経済危機対策、女性検診推進事業の中の一環として決定を見たものでございます。説明会が行われたばかりという御説明をいただきました。実施に向けて、しっかり準備をお願いをしたいと思えます。

乳がん、子宮頸がんとも、5歳刻みに年齢を設定し、まずは限られた方たちへの配布になるようでございますが、今回の措置が受診のきっかけづくりになることを願いたいと

思います。国は受診率を現在の20%を、平成23年までに50%にする目標を打ち出してあります。欧米が80%ということですので、今後の取り組みは間断なく、さらに強い積極的な姿勢で取り組んでいただきたいことを要望したいと思います。今のままでは25%のままだと思います。そのためにもということで、さまざまな提案をさせていただいているわけですので。

先日、「余命1ヶ月の花嫁」という映画を見ました。末期の乳がん invasive された24歳の女性が主人公、宣告された余命は1カ月、支えてくれた恋人と模擬結婚式を挙げた1カ月後に亡くなるという内容でございました。これは実話でございまして、彼女が申したビデオが流れました。乳がん と闘う自分の経験を同世代の若い人に知ってほしい。早期発見のために、ぜひ検診を受けてほしいと言われた姿に、私も涙をこらえることができませんでした。この彼女自身が取材に応じたことが脚本化され、映画化されたものでございます。救えるはずの命だったかもしれません。検診の重要性を強く感じた次第でございます。

次に、女性の検診率向上のための取り組みでございますが、受診率向上を図るため、女性の出入りの多い企業、事業所等との連携で情報提供の工夫をされたらどうでしょうか。この点に関してお答えをいただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

今年度、理美容協会と連携し、検診啓発のためのポスターやチラシを店舗に置かさせていただきました。また、防府とくち農業協同組合、山口県漁業協同組合、防府商工会議所等にもポスターを展示し、啓発しております。

さらに、医師会、歯科医師会、薬剤師会と行政が共同して開催いたします防府市民健康フォーラムで、検診をテーマに講演会を実施する予定でございます。今後とも地域職域の関係機関と連携しまして、さまざまな機会をとらえて啓発に努めたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） さまざまな啓発活動の御紹介をいただきまして、ありがとうございました。

公民館や図書館などの公共施設やスーパーとかにも、ポスター展示ができればいいのではないかと私は思います。スーパーに行きましても、レジを通り、袋詰めをするところに、さまざまなチラシが張ってあるスーパーもございます。そういったところには女性がたくさん出向くものですから、そういったところと協力していただいて、女性の出入りの多い事業所、また企業等にも、ポスターなどによる啓発もしていただければと思います。また、女性がたくさんお勤めになっていらっしゃる職場へのチラシの配布、これも効果的なので

はないかと思えます。小さい事業所ではなかなか、健康診断も幼稚なものでしかないという悩みを聞いたことがございます。せめて、女性特有のがん検診であるとか、女性特有の健康診断を受けることができれば、女性の健康を守ることができるのでないか、このように考えておりますので、これは強く要望しておきたいと思えます。

それから、壇上で、女性の健康週間に対する御紹介もさせていただきました。ことしの3月1日から8日にも、この女性の健康週間というのがあったわけでございますけれども、市として何かお取り組みをされたんでしょうか。その点、お聞かせください。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

ことしの3月1日から8日までの女性の健康週間の取り組みといたしましては、将来の母親となる中学生に対し、妊娠、出産に関する正しい知識の伝達や命のとうとさについて考え、健全な異性観を養うために思春期講座を開催いたしました。また、乳幼児を持つ保護者を対象に「子どもがかかりやすい病気について」と題しまして、小児科医による講演会を開催いたしました。

今後も引き続き健康講演会を企画するとともに、市広報などを通じ、女性の健康週間の広報、宣伝及び女性の健康づくりのための知識の普及を図ってまいりたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） 御紹介をいただいたお取り組みも大変重要なことだと思います。思春期講座であるとか、子どもの病気についての講演会の開催ということをお聞きいたしました。

このことが重要ではないといっているわけではございませんけれども、せっかく女性の健康週間と大きくくりがあるわけでございますので、再度ここで提案なのでございますが、来年の女性の健康週間の日曜日に、大々的に女性のための検診をされたらどうか、これを提案させていただきたいと思っております。何としてもという思いで、私はきょうの壇上に立ちました。いろいろな意味で女性の健康を守ること、女性が元気であることを支援することは本当に大事なことだと思います。そういった意味でも、まずは検診に目を向けていただく、このことに取り組んでいただきたいと思います。

それから、妊婦健診公費助成の継続支援についてでございますけれども、どんな状況の中であっても、安心して子どもを産むことができるための大切な施策でございます。どうか、継続支援への取り組みをよろしく願いをいたします。

それでは最後に、市長さんに御答弁をお願いをしたいと思います。女性の健康支援についての御所見、また休日検診の取り組みについての提案をさせていただきましたが、市長

の御所見をお伺いできればと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 申されるまでもなく、女性が健康でなければ私どもも困りますし、あるいは子どもたちも悲しむわけであります。まさに、女性の健康こそが家庭の健康であり、また地域社会の健康につながると、このようにも考えておりますので、あらゆる機会をとらまえまして女性の健康維持のために、その啓発活動も含めてしっかり取り組んでまいらねばと、このように思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 16番、高砂議員。

16番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

市長さんも今申されましたように、女性が健康で元気であることが、家庭においても、地域においても、社会全体においても、安泰と元気につながることだと強く思っております。どうか、女性の健康支援のさらなるお取り組みを、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で16番、高砂議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、19番、重川議員。

〔19番 重川 恭年君 登壇〕

19番（重川 恭年君） おはようございます。民意クラブの重川恭年でございます。今回は、昨今、世間を騒がせております消費生活の関連行政についてと、防府市の離島であります野島の問題、将来像についてのお尋ねをしたいと存じます。執行部におかれましては、誠意ある御答弁をお願いいたしたいと存じます。

さて、昨今の消費者行政にかかわる範囲は、ものすごく幅が広がってきております。また、その奥行きも深くなってきているのが現状でございます。例えば、ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故が大問題となり、コンニャクゼリー窒息死事故に代表されるもろもろの製品事故といわれるもの、また中国製冷凍ギョーザや食肉偽装事件を含む各種の食品や産地の表示偽装の問題、そして家屋等の悪質リフォーム問題や寝装具などに代表される訪問販売トラブルから振り込め詐欺や通信、あるいはネットによる悪事、多重債務問題まで多種多様であります。これも、まだまだ例を挙げれば数限りなくあるわけですし、関連する法律も消費者基本法、消費生活用製品安全法、景品表示法、特定商取引法、食品衛生法、JAS法などなど数え切れないほどの法律が絡むものと思われま

消費生活関連の事故・事件は、個人・消費者側の製品選択の仕方が悪い、あるいはその使用方法、利用方法が悪いと単に片づけ、個人の責任問題であるにとらえるのか。あるいは製造者、事業者の側に欠落、欠陥があったのか。それも単に不備、過失であったのか。あるいは故意、悪意で行ったのかなど、なかなか判断が難しい問題で見解も分かれる部分もあるわけと思いますが、いずれにいたしましても善良な市民が安心安全な生活が送れる状態に保たれることこそが、今、最も求められていることであろうと存じます。悪意やだましの手口で金もうけをするということは絶対にあってはならないこととあります。だまされたとか、だまされるあなたが悪いのよ、では済まされる問題ではないと思います。

そこでお尋ねですが、防府市における消費生活行政の実態、あるいは体制はいかになっているのかを、またその内容はどのようになっているのか、お尋ねをいたしたいと思いません。

具体的には、1つ、現在の消費者行政組織と、それにかかわる人員配置、年間予算規模等であります。

2つ目は、年間における相談件数、そしてその主な内容等であります。

3点目は、過去と比較して現在の相談、あるいは苦情の内容などに変化はあるのかどうかということでございます。

そして最後ですが、4点目に、相談や問題解決にかかわる関係機関にはどのようなところがあるのかということをお尋ねいたします。

引き続いて、大きい2点目でございますけれども、防府市の離島であります野島の将来像を行政としてどのような形でとらえておられるのか、お尋ねいたしたいと存じます。

野島は約700年前ごろから、つまり鎌倉時代末期ごろから安土桃山時代に、本土から人々が移り住んだと言われております。そして、その名も、かつては茜島と称されていたということでございます。その由来は、島全体に朱色をしたツツジが生い茂っており、開花時期には沖に行く船の船人たちが島を望むと、島全体、そして海の色までもがあかね色に染まって見えたということから茜島と言われるようになったと伝えられておりますが、現在はそのような明るい状態ではありません。島の将来は暗いのであります。

本土の三田尻港から南東約15キロメートルに浮かぶ、面積0.73平方キロ、人口154人の野島であります。そこで生活されておられる人たちにとっては、かけがえのないふるさとであります。生まれ育って、現に生活しているそのふるさとで、安心安全で心豊かな生活を営み続け、暮らせることこそが肝要であると思っております。

そこでお尋ねですが、行政サイドでは野島の将来像をどのようにとらえていらっしゃるのか、描いていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、消費生活行政についてのお尋ねでございますが、議員御案内のように、近年、消費生活の変化を反映して消費者問題は多様化、複雑化してきており、国においては複数の省庁にまたがるこれらの消費者問題に対応するため、秋にも消費者庁が創設される予定でございます。

そこで、まず消費生活行政の組織、人員、年間予算についての御質問でございますが、防府市の消費生活は、生活環境部、生活安全課の消費生活係で担当しておりまして、正職員2名と非常勤の消費生活相談員1名の計3人体制となっております。ここでは消費生活に係る各種相談、業者と消費者間の和解の仲介、消費生活問題の対処法の普及・啓発活動などの業務を行っておりまして、今年度の当初予算は職員の人件費を含め約1,660万円を計上しております。

次に、消費生活に関する相談件数、内容についての御質問でございますが、過去3年間の相談件数は、平成18年度は616件、平成19年度は696件、平成20年度は455件でございます。その主な相談内容といたしましては、多重債務に関する相談、サイト利用の架空請求をはじめとした通信サービスに関するトラブルの相談、振り込め詐欺等に関する相談などでございます。

次に、過去と比較して相談内容に変化はあるかとの御質問でございますが、相談内容の変化としましては、これまで多かった販売に関する契約の相談が減少しまして、多重債務に関する相談が増加してきている傾向が見られます。また、先ほど申し上げましたように、平成20年度の相談件数は前年度より減少しているところでございます。これは、昨年、特定商取引法と割賦販売法の改正が行われたことや、悪質商法に関する出前講座、高齢者への啓発活動、ホームページでの情報提供など、啓発活動により一定の成果が上がったものと考えております。

しかし、法の網をかいくぐるような巧妙・複雑な事案が増加してきておりまして、1件当たりの相談時間や業者と消費者間の和解の仲介に要する時間は増加する傾向がございますので、解決に至るまでの期間は長くなっております。

最後に、問題解決に係る関係機関はどこかとの御質問にお答えいたします。関連機関は山口県消費生活センターや県内各市の消費生活センター、県民生活課、法テラス、山口県弁護士会、警察署などとなります。今後も、これら関係機関と連携協力して消費生活問題

に対応してまいります。

私は、安心して安全な市民生活を確保する上で、消費者行政の重要性は十分認識しておりまして、消費者問題解決の専門部署として、消費生活センター設置の必要性を強く感じているところでございます。

そこで、多様化、複雑化している消費者問題に的確に対応するため、来年4月には消費生活センターを設置したいと考えております。これにより、消費者問題を潜在的に抱えておられる皆様も、安心して御相談いただける、より一層の体制と機能の充実が図られるものと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、野島についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、昭和30年ころの野島には1,000人以上もの人々が暮らし、子どもたちの声があふれ、主要な産業である漁業も活況を呈し、島全体が大変活気にあふれておりました。その後、現在に至るまで、離島振興法に基づく離島振興計画により上下水道などの生活環境基盤や、漁港・漁業関連生産施設などの生産基盤をはじめとする社会資本の整備が着実に行われ、その整備状況は本土並みとなっているところでございます。

しかしながら、昭和40年ころから人口減少が続き、昭和50年ごろには、そのスピードが加速し、現在の人口は約150人で、ピーク時の7分の1程度となっております。この傾向は山口県内の他の離島も同様でございまして、人口が減少している状況下で、どのように離島振興を図るべきかという共通の課題を各離島が抱える中、平成15年度に、計画期間を平成24年度までの10年間とする、現在の山口県離島振興計画が策定されました。この計画の中で、野島の属する周南諸島地域の目指す姿は、次のように示されています。「四季を通じた多彩な行事の開催により、本土から多くの人々が訪れるとともに、穏やかで豊かな島の自然が、都市部の子どもたちにとっても自然体験・交流学习の場として活用され、住民は環境と調和して営まれる農水産業に従事するとともに、安全で文化的なゆとりのある暮らしを享受している」という姿でございます。

野島における具体的な取り組みといたしましては、航路事業の経営の安定化、インターネット利用環境の充実、幅員が狭く急勾配の生活道への手すりの設置、資源確保のための漁場整備、上水施設の適正な維持管理、救急患者のためのヘリコプターの離着陸場の確保、茜島シーサイドスクールの拡充、島の歴史・文化などの紹介・展示をする施設の整備、野島の浜市の実施などが上げられております。

これらの内容は島民の皆さんの主体的な取り組みが重要との観点から、島内のさまざまな団体の関係者で組織される「島づくり協議会」で検討・協議が重ねられ、島民の皆さんの意向が十分に反映されたものとなっております。

これからも、これらの取り組みを進めることにより、島民の皆さんの安心安全で心豊かな生活を確保するとともに、他の地域との多様な交流によるにぎわいを生み出すことができるものと思っておりますが、現実には新たな課題が発生する場合がございます。先日、島で唯一の食料品などを販売する商店が営業をやめられ、皆さんが困っておられることから、現在、島民の皆さん、関係者を交えて対応策を協議しているところでございます。

今後も、急速な高齢化の進展や島内の若者の減少などの事情により、取り組みの内容を変更したり、新たな取り組みをしたりすることが必要となる場合や緊急の課題が発生する場合もあると思っておりますが、その際には庁内関係各課が連携し、島民の皆さんと協議をしながら、速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それでは、まず大きい1点目の消費者行政のほうからお尋ねしたいと思います。

国においては、5月の29日に消費者庁関連3法という法律3本が成立しております。市の段階でのことを、壇上からお聞きいたしました。消費生活係というのが、現在、市に置かれているわけでございますけれども、消費生活係と、それから消費生活センター設置の場合の違いは、どこがどう違うのか、具体的にわかればお教えいただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 生活環境部次長。

生活環境部次長（安田 憲生君） 現行の消費生活係と消費生活センターを設置した場合が、どのように違うのかということの御質問ですけれども、御承知のように、既にこの係が3人体制で、例えば平成20年度は、年間で455件もの相談件数にに応じているということで、もう稼働しております。このような実態の中で、法が成立したことを受けてセンターを設置するということはどう変わるのかということですが、まず前提として、根拠となる3法、法が整備をされたら、法的な裏づけができたということが一番大きいと思っております。見た目が大きく劇的に変わるわけではありませんが、この根拠法をもとにした、さまざまな現状の消費者の相談行政等々を、中身を充実していくというふうになっていくと思っております。

具体的に言いますと、一つは相談に応じる専門職員の育成が、県のセンターと連携しながら、育成についてさまざまな研修会に派遣すること等を通じまして、職員の能力向上、職員の育成に大きなはずみがつくというふうに思っております。

また、全国の統一した情報網でありますパイオネットで、瞬時に、全国の最新の消費者にかかわる情報、業者の実態、トラブルの中身等々の情報を瞬時に的確につかむことがで

きます。これも、これまでなかったことで、消費者に対する相談に的確にこたえられるというふうに思います。

それらと、また同時に加えまして、センターとしてちゃんと法的根拠を持った名称変更をすることによって、市民にも消費者にもわかりやすくなる、相談に来やすくなるということがあるんじゃないかと。それに加えて、悪質な業者に対しましては、一つのプレッシャーになるというふうにも思います。

また、さっきも言いましたけれども、法的根拠を持って、なおかつ国は相談職員の処遇改善のことについても文書等、送ってきておりますけれども、そういうことも含めて相談に応じる職員の意識が向上する、向上が図られるということで、結果的に相談の質が高まるということも含めて、さまざまないい意味での影響があると、そのように考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それで、国は地方消費者行政の拡充に向けた施策の中で、具体的には、成立した消費者安全法の中の8条で市町村は相談、苦情の処理を行い、その責務を負うと。それから、10条で必要に応じ一定の要件を備えるセンターを設置するように努めるということが書いてあるわけですね。財政支援として、国は地方に対し地方消費者行政活性化交付金を交付すると。それには、消費者行政活性化計画を策定しなければならないとされているわけですが、防府市は当然、提出されたんではないかと思っておりますが、その計画の中身というのは、どのようなものを出されたのか、わかれば教えていただきたい。

議長（行重 延昭君） 生活環境部次長。

生活環境部次長（安田 憲生君） 計画の中身についての御質問にお答えをいたします。

地方消費者行政活性化交付金につきましては、地方消費者行政活性化基金管理運営要領を定めて、県では基金を創設をし、設置をし、その基金事業の実施に当たって、市町村が、今御指摘いただきましたように、消費者行政活性化の方針、取り組む施策目標、消費生活相談員の処遇改善等の計画を策定し、県に提出をすることとなっております。これに基づきまして、本市におきましても消費生活センターの開設、研修による相談員のレベルアップ、パイオネットの配備、弁護士による相談会の実施、相談員の研修経費の支援、ローカル広告を活用した消費生活センターからの情報の周知徹底などを内容とする計画を策定をし、県に既に提出をしております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） わかりました。そういう具体的な計画を出されているということでございます。

それで、財政的な裏づけというか、そういうものもあるやに聞いておりますが、地方交付税の算定基準である基準財政需要額の中で、消費者行政関係費が増額算入されているということは御存じですか、お聞きします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 消費者行政にかかわりますこういった経費、これが増額ということは、私どもも聞いております。基準財政需要額の中に算定されると、それも幾分か増額されて計上されるということは伺っております。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 壇上でも申し上げましたように、消費者行政の幅、それから奥行きというのが、今、大変広く深くなっているわけでございますよね。それで法律でも いろいろ壇上で言わせていただきましたけれども 直接関係する法律の数というのは御承知でしょうか。どうでしょう。

議長（行重 延昭君） 生活環境部次長。

生活環境部次長（安田 憲生君） 消費者に関係する法律の本数ですけれども、合計で29本あります。その中身をかいつまんで言いますと、行政組織に関する法律について任務・所掌事務の変更等関係規定の整備を伴うものとして国家行政組織法ほか4本、消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うものとして食品衛生法ほか23本、都合29本となります。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それで、そんなに幅の広い、そして奥行き深いことを処理していくわけなんです。冒頭お尋ねいたしました消費生活係と消費生活センター設置の場合の違いは聞いたんですが。今、市の行政組織の中に市政なんでも相談課というものがございまして。これとのかかわりは、今後どうなっていくのか。まだ、来年の春ということですのでわからない面があるかとも思いますけれども、わかればお答えいただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 生活環境部次長。

生活環境部次長（安田 憲生君） 冒頭、市長が答弁いたしましたように、消費生活センターを設置することは、もう既定の方針ということになっております。ということで、

なんでも相談課との関係がどうなのかということですが、市政なんでも相談課というのは、あらゆる、市政に係るすべての相談といえますか、さまざまなことについて、すべての問題について門戸を開いた相談窓口というふうに規定できると思います。

ところが、今度設置されます消費生活センターというのは、例えば多重債務ですとか架空請求ですとか振り込め詐欺ですとか、さまざまな法に違反をした悪質な事案から市民生活を守るという意味で、喫緊の課題として、この消費者行政を専門的に取り扱う。そういう意味では、消費生活にかかわる相談業務に特化をする専門の窓口という格好で設置をするということ。双方が、関連はありますけれども、おのおの任務も、受け持つ分野も、それぞれ違っていると。そういう意味ではお互いが併存できる、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それでは、その辺の区別というか区分というか、その辺、それから行政組織の中でそういうふうなことができるというふうに理解をしております。

それと、私がこの質問をするためにいろいろ調査してありましたら、新しい言葉でナビダイヤルとかパイオネットとかいう言葉が出てきたわけでございますけれども、このナビダイヤル、パイオネットという新しい言葉でございますね、これを具体的にちょっと説明願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 生活環境部次長。

生活環境部次長（安田 憲生君） 2つほど、新しい言葉が出たと思います。一つはナビダイヤル、いま一点はパイオネットということですね。2つについてお答えいたします。

まず、ナビダイヤルですけれども、これは消費者が全国共通のダイヤル、0570064の、あと3つほど数字がありますけれども、ここへかけることで、最寄りの消費生活センターに着信できて、直ちに相談できる、こういうふうな全国にネットワークを配置した、そういう電話での相談窓口的なシステムです。

いま一点のパイオネットですけれども、これは全国の消費生活センターをネットワークで結びまして、消費生活に関する相談の情報を収集して蓄積をし、また蓄積された相談情報や危害情報を調査分析をし、消費者被害の拡大防止のため、適時、記者発表やホームページ、「月刊国民生活」などを通じて情報提供したり、商品別、商法別相談件数等をホームページで公開、活用している、このような全国ネットのシステムであります。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） そのパイオネットとかいう、そういうものが全国的にネットで結ばれるわけですよ。そうすると消費生活センターが置かれたときには、それを毎日処理して全国との一元化というか集約というか、そういうところへつなぐという作業も伴うわけかどうか、お尋ねします。

議長（行重 延昭君） 生活環境部次長。

生活環境部次長（安田 憲生君） 今御指摘のとおりでありまして、パイオネットは本市も導入する予定にしております。これが導入されましたら、例えばそのときに相談に来られた方が、さまざまな相談を受け付けて、中で、どの業者とどういうふうなことがトラブったかとか、さまざまなことが明らかになります。そうなれば、その時点で直ちに、そのパイオネットを立ち上げてありますから、端末で入力をしていって、情報を全国に周知すると。絶えず、相談と同時並行で情報入力をする。ということは、全国でタイムリーに、全国すべての最新の消費者にかかわる情報が閲覧できる、こういう強みがあります。ということで、本市でもそれを導入しますし、職員も入力する能力、機械を使える者を研修しなければいけませんので、この研修も含めて予定をしております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） それでは、この項の最後になると思いますが、この消費生活センターというものは、来年の4月から設置、防府市にもされるという市長の答弁であったと思います。これはまた一步踏み込んだ、大変いいというか、私の望む回答をいただいたわけですが、下関なんかは、もう昭和53年、この時代から消費生活センターを立ち上げておるわけですが、それで県内の各市も、宇部、山口、萩、周南、光、下松、これは防府市に先立って設置しておるわけですが、せっかく消費生活センターをつくっていただくということでございますんで、真に一般市民、消費者や生活者の視点に立った中身のあるセンターにしていきたいと。看板を掲げたということだけじゃなしに、最初に言いましたように法律もたくさん法律が絡み、そして現在、複雑巧妙になっておる相手の手口、そういうことでございますんで、ぜひ専門、あるいは専任相談員も、そういうものにたけたというか、それから今のパイオネットですか、そういう操作もするわけでございますんで、内容のあるものにしていただきたい。

それから、この相談を受ける場所でございますね。これがいろいろ、よそのセンターにも聞いてみますと、相談しやすい施設でなければいけない、体制でなければいけない。場所、それから時間、こういうものも配慮しないと、なかなか相談に来られる方は、一面では引け目を感じてらっしゃる方が多いということなんで、ぜひ専任相談員の配置あるいは

相談しやすい環境、そういう中身のあるものにしていただきたいということを要望して、この項の質問を終わります。

それじゃ、次に離島の問題でございます。

これは回答の中にありましたように、何も野島に限ったことではないということがございました。多分そうであろうと思うわけです。このネックというのは、陸続きであれば、今、車というものがあるんで、行き来あるいは行きたいときに行く、帰りたいときに帰る。それから、海がしける心配 暴風とかいうことであれば別でしょうが、そういうこともない。これはいろいろ、行政の責任でも一面、ないと思います。そこに住んでらっしゃる方々も真剣に考えなければいけないものだと思っております。が、しかし、回答の中にありましたように、ただ1軒あった日用品販売店舗が、これは私が聞いたのは5月連休後に閉鎖されたという話を聞いております。それから、ただ1軒あった旅館、これもお具合が悪くなって現在閉鎖されていると、こういうようなことも聞いておるわけでございますけれども、そういう現状を 店舗のことは回答の中にありましたけれども、宿泊施設等の閉鎖についても現状認識されているのかどうか、御回答をお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 島の状況について把握しているかということでございます。御案内のとおり市長の答弁でもお答えをいたしましたように、私どもは野島の自治会長さん、あるいは漁村センターあるいは野島海運、あるいは漁協などを通じまして、常に情報収集はいたしております。今回の商店の閉鎖あるいは旅館の 私どもは休業というふうに聞いておりますが、そういった状況についても把握はいたしております。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 先ほど市長の答弁にもありました人口の推移、多いときには1,000人近い人口、それも昭和30年代、40年代、こういうときから、現在は7分の1になっておるといふ御回答がありました。

それから、私も野島の小・中学校の担当というか、役所の中におったときには行き来した経緯があるんですが、今、漁業者数あるいは学童の数というのが、実質、野島の生徒さんなんかがどのようになっているのか、現状をちょっと教えていただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 各課にまがりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、小・中学校の生徒ということでございますが、現在、小学校児童数が3名、中学校生徒は5名というふうにお伺いしております。

それから、現在の漁業者ということですが、漁業の就業者につきましては漁業センサスのほうから拾っておりますが、参考ですが40年代には215人前後いらっしゃったということの数字もありますが、平成15年度には60名というふうに、今、聞いております。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） そのようにもう学童の数も多いときには私が調べた昭和34、5年ですね、これはもう200人を超えていたんですね。これが現状のようなことになってきている。これは島の方々にも考えてもらわなければいけない。また、行政も一緒になって考えなきゃいけないというふうに思っておるわけですが、野島における、今、人口150人、これはまた医療とのかかわりも出てくるんですが、高齢化率というのがどのくらいになっているか、わかれば教えていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 野島の高齢化率のお尋ねということでございます。本年4月1日現在のデータでございますが、野島の高齢化率が66.5%というふうになっております。ちなみに市の全体ではそれが24.5%という状況でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） こういうふうにも高齢化率も非常に高い。それから、本土のほうに出てくるにもなかなか、もう出にくくなっている。時間的にも体力的にも出て来にくくなっている。それで、日用品の販売所、今すぐ生活に現実困ってらっしゃるといような現状を私は聞いたわけでございますけれども、そういうものを販売する、もう商店がなくなったので、その利益が上がればこれは当然のことながらどなたかが継承してやられるでしょうけれども、そういう状況にもない。そうなるとうんどうにかしなきゃいけない。知恵を出さなきゃいけないと思うんですが、この三田尻港にある待合所から野島海運が受けて、野島のほうへ運搬するとか、漁協と話をしてそういう生活必需品を扱う場所というか、方法というか、こういうものを早急に検討あるいは対応する必要があるんじゃないかと思いますが、この辺についてどのように考えてらっしゃるか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） おっしゃいますとおり、いわゆる生活必需品というのは日々必要でございますから、これは早急に対策を必要とするということでございます。そうした中で、地元の自治会あるいは関係者の方が市に御相談がございました。そうした中で私どもも自治会あるいは漁協、いわゆる関係者と協議を数回重ねております。そういった中でできるだけ早く、それを取り扱う形をとってほしい。あるいはとっていかなければ

という中で、今お聞きしている範疇では、何とか野島の漁協のほうで、ちょっと取り扱い品目はまだ煮詰まっておりますが、何とか開設といいますか、今、現在もちょっと小さな取り扱いはやっていらっしゃるんですけど、その中にいわゆる生鮮食料品とかあるいは生活の必需品、どの程度、どういったものが必要かというのを島民の方々とのお話の中で今後、早急に詰めていきたいというふうにお聞きいたしておりますので、その辺の話が少しでも早く前へ行きまして、島民の方の生活に不安が生じないように、私どももできることがあるなら御協力をしたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） 日用品の生活必需品の扱い方法というのは今、御回答いただきました。それで、私、これも聞いた話でございますけれども、この前野島に行って、こちらへ帰る予定で、行ったけれども、海がしけて連絡船が出なかったと。それで泊まる場所を確保するのに大変困難を生じた。いろんなところにあたるけれども、泊めてもらえなかった。そういう現実があったということでございますけれども、それは認識されておりますか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 私は承知はいたしておりますが、おっしゃるように旅館が今、休業中ということでございますから、現実問題にはそういったことは起こり得るといふふうには認識いたしております。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） そういう現実があったと。それで野島には、現在、釣り客も相当数、年間通じて行ってらっしゃるんですね。もちろん海がしけた場合のことを考えて、自分でその準備をしていくというのは当然のことだろうと思いますが、なかなか現実と理想は違うと思うんです。それで、その野島振興策の中で、新しい発想で何か対応できないか。バンガローをつくるとか、滞在型施設をつくって活用するとか、こういうこともあるんじゃないかというふうに思います。

それで、これはよその例ですけれども、大分の別府なんです、これは多分山間部と思うんですが、やはり古民家を利用して長期滞在型に改修したと。これはホリデーハウスと名をつけて、立命館アジア太平洋大学の教授と、それから学生たちが、本当に安い料金でそこへ来たら泊められる施設を古民家を借りて、改修してつくっているという新聞記事も、これは5月26日ですが、出ておったんですが。そういう方策、野島にも空き家がたくさんあると思います。そういう方法も考えられると思うんで、また、これから地元の方たちと一緒に、知恵を出して考えていただきたい。これは要望でございます。

それから、最後に1点。野島が本土並みの生活ができる生活環境が整えられたというふうな壇上での市長の答弁がございました。野島に今まで上水、それから下水、それから漁港整備、漁場整備、これについて大変な予算が投入されているとっておりますけれども、これはどのぐらいの金額になっているのか。それぞれの部署にまたがると思いますが、わかれば教えていただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 各部にまたがりますので、これも私のほうから回答させていただきますが、まず、上水道につきましては、いわゆる海水の淡水化装置設置事業、それからいわゆる上水道を送るための海底送水管の布設あるいは配水管の布設事業、こういったものを集計しますと、主な建設事業費だけで約10億円。それから、下水道につきましては昭和57年度から着手しておりますが、漁業集落環境整備事業として約4億3,000万円、それから最後に漁港の整備でございますが、これも30年代からでございますが、漁港の施設整備事業、あるいは漁港の環境整備事業ということで約30億円の事業費をつぎ込んでおります。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 19番、重川議員。

19番（重川 恭年君） そういうふうに30億、40億、こんな数字になると思うんですけれども、これが無駄にならないように、ぜひ、これからまた、考えていただきたい。最盛期の漁獲高、これは相当なものがあったと思うんです。また、その漁場、自然環境もいいというふうに聞いておりますので、また、漁業が振興するような施策あるいは島の人口が増えるような施策、生活しやすい施策、こういうようなものを島の方々と一緒に、知恵を出して考えていただきたいと、こういうようなことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、19番、重川議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、7番、松村議員。

〔7番 松村 学君 登壇〕

7番（松村 学君） 明政会の松村でございます。お昼どきで大変皆さんお疲れのことと思いますけれども、スピーディな質問にして早く終わりたいと思いますので御協力のほうよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして防犯灯と街路灯の整備についてお尋ねいたします。

多様な犯罪や交通事故が多発する現在、安心・安全ということはだれもが望み、だれもが意識する時代になりました。本市においてもことし1月に次期防府市総合計画の策定に関するアンケート調査を実施されましたが、その分析結果を見ますと、「犯罪を未然に防ぎ、青少年が健全に育つ環境をつくる」が20項目中第1位、「防災対策や交通事故対策を充実させる」が第5位と、施策優先度が最も高く、市民が安心・安全を望む声は平成16年度調査と比較しても依然として高いことがわかります。

このような課題解決に重要な役割を果たしているのが防犯灯や街路灯であります。防犯灯については自治会、街路灯は行政が設置管理しており、防犯灯設置に当たっては公共街路灯設置取扱補助金交付要綱にて、単位自治会に1灯当たり新設で約2分の1の1万2,000円、機具取りかえ4,000円、電気料金3カ月分840円と補助し、現在で約7,300灯の防犯灯が市内に設置されているところであります。

また、市が管理している街路灯は約600灯、公園灯は約150灯、防府市照明都市委員会が管理しているスポンサー街路灯は137灯中93灯が稼働している状態です。

さて、防犯灯や街路灯の設置については、市民からの要望が年々増加し、ここにおられるだれもが今までに何度も相談を受けられてきたと思いますが、防犯灯については自治会の経費負担がかさみ、なかなか御町内の設置要望を消化できなくなって現状維持が精いっぱいであり、街路灯においては新設道以外新たな設置はされておらず、地域の新たな交通課題が生じたときなど、対応できてない状態であります。

また、まちの明るさはまちの元気のバロメーターというように、店舗がなくなって駐車場に変わったり、空き家や空き店舗が増えたりで店や家の明かりが消え、まちじゅうも暗くなり、活気も消えると同時に犯罪や交通事故の温床になっているような気がします。

ところで、平成17年度の3月議会において、「街の灯りを増やす運動」と題して、山下議員より防犯灯設置費用の全額補助とそれにかかる電気料金助成金の引き上げと公安灯の増設についての質問があり、答弁では、防犯灯については自治会の皆様からの御意見もお聞きし、自治会補助金全体の見直しの中において協議・検討するとし、街路灯については地域の自然条件や社会条件、それぞれの規模や性格を十分に考慮し、設置が必要な場合には費用負担のあり方も含め、検討すると述べられています。あれから4年になりますが、防府市自治会連合会からも以前同様平成21年度要望書の中で防犯灯の設置及び経費負担

について、県道、市道の暗い箇所については行政で負担していただき、地域の路地については自治会が負担していくような抜本的な見直しをと、安心・安全なまちづくり実現のため、防犯灯、公安灯を必要不可欠と認識され、行政との連携を図り、協働を積極的に果たしたいと要望されています。

市としてもそろそろその改善策を見出し、多くの市民の安心・安全を確保しなくてはならない時期に来ています。そのような中で昭和36年以降、防犯灯の管球等を無料で取りかえられ、維持協力されてきた中国電力が平成23年3月末でサービスを廃止する通知が先月末にありました。このままでは自治会独自で維持せざるを得ず、ともすれば維持できない自治会も出てくる可能性もあり、防府市は安心・安全実現とは遠く離れていく危険性も見えてくるわけです。

そこで早期改善を願いつつ、以下、4点、質問いたします。

1点目として、中国電力がサービスを廃止することで市としてどのように対応するのか。

2点目として、全国的、県内においても安心・安全の意識が高まり、防犯灯の補助率の引き上げや、山口市などは通学路に設置してある防犯灯の補助率3分の2にするなど、住民の重要度や緊急性によっては補助額を手厚くするなど取り組まれているが、市として今後どのように取り組まれるのか。

3点目として、市道、県道に街路灯を設置してほしいと住民からの要望が多いが、年次的に整備できないか、お尋ねいたします。

4点目として、前回も別の内容で質問いたしましたが、全国的にLEDが導入されるとともに、二酸化炭素削減や消費電力が少なく、最近では本体自体の価格も低下してきております。新設時や更新時に導入できないか。費用対効果から見てどのように考えられるのか。御所見をお尋ねいたします。

以上、壇上より4点、質問いたします。執行部におかれましては、明快な御答弁、よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

私は常日ごろから安全・安心な市民生活の確保のために防犯対策や交通安全対策に取り組んでおるところでございます。

その対策の一つといたしまして、交通安全と防犯上の必要性から、自治会において設置、維持管理される防犯灯につきましては、「防犯灯設置・取替補助金交付要綱」により、新設の場合は1灯における設置費用のうち1万2,000円を、取りかえにつきましては4,

000円の補助を行っており、電気料補助につきましても3カ月分の電気料を補助させていただいております。

御質問いただきました中国電力がサービスを行っている管球の取りかえを廃止することに対する市の対応についてでございますが、中国電力の説明によりますと、昭和36年以降、街路灯の普及促進への協力を目的として、管球や自動点滅装置を無料で取りかえるサービスを行ってききましたが、45年以上経過した現在では、大半の生活道路に街路灯が取り付けられたことや、自治体・自治会等がみずから管球の取りかえを行っている実態が少なからずあること、そして、本来自己の設備は自己の責任で維持管理すべきではないかとの考えから、平成23年3月をもってサービスを廃止する予定とのことでございます。

中国電力では、4月から各自治会連合会や単位自治会長さんに対し、順次説明に回られていると伺っておりますが、私どもも寝耳に水のことで大変驚いている状況でございます。説明を受けられた自治会長さんから担当部署に問い合わせも入っております。しかし、このサービスの廃止は中国電力の経営方針に基づくもので、本市だけではなく、広く中国5県の自治会や自治体に影響があることから、今後、関係団体と連携をとりながらサービス廃止の見直しを要望していくことを視野に検討していきたいと考えております。

次に防犯灯への補助率の引き上げについてのお尋ねでございますが、本市の自治会に対する補助金を総合的に見れば、1世帯あたり県内他市と比較しても多額の補助がなされているものと認識しております。したがって、防犯灯設置・取替費用・電気料に対する補助金の増額や通学路のみの補助率の引き上げについて直ちに検討することは難しいと考えております。

次に、市道、県道に街路灯設置の要望についての御質問でございますが、現在、市道、県道の街路灯の道路照明は、車道部では夜間事故の減少を目的とし、交通量を勘案して街路灯を設置しております。また、歩道部では歩行者の円滑な移動を目的とした道路照明の設置基準に基づき設置されておりますので、街路灯の増設は難しいと考えております。

したがって、夜間の照明が必要な箇所につきましては、防犯灯として対応していただきますようお願いいたします。

最後にLEDの導入についてのお尋ねでございますが、議員御指摘のとおり、地球温暖化防止の照明器具として利用が広がっていることは承知しております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、防犯灯への補助については当面現行の制度の中で取り組んでいただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、御質問の中にごさいましたが、防犯灯の補助を含む自治会補助金全体の見直しにつきましては、今年度地域分権型社会の実現に向けた新たな地域コミュニティ組織の構築

と支援のあり方について具体的な方針を協議するため、市内の各種団体代表の皆様を委員とする「防府市地域コミュニティ検討協議会」を設置する予定でございますので、その協議の場で、地域の主体性が発揮できるような財政的支援のあり方を検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、防犯灯は市民の皆様にとりまして、防犯や交通安全の上で必要なものであると認識しておりますので、今後も地域の皆様からの御意見をお聞きしながら協議・検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） 余りいい答弁じゃなかったような感じなんですが、このままでは早く終われないというので非常に残念だと思っております。

さきに1点目の中国電力の今回の一件についてお尋ねいたしますが、今、市内の中国電力の管轄の防犯灯の年間取替数、そしてそれにかかる影響額、これ大体概算でもいいんで、把握していたら教えてください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今、御質問の中で93灯ほど、今、稼働しているということと……。（発言する者あり）

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） これ、今、なかなか出せないならぜひ調べていただきたいと思っております。

例えば、工事、直接自治会から依頼するようになるわけですね、今後。これに対して3,000円ぐらい1灯当たりかかるそうです。ということは、年間に200球、300球ってかえていけば、150万円とか、1,000球でもかえれば、防犯灯の大体耐用年数というのは、2年ぐらいで大体切れるそうですから、1,000球でもかえたら300万円という話です。これが全部その自治会の負担にまたのしかかってくるわけですね。ここが重要なんです。ここを自治会のほうでさらにやってくださいというのは、私はこれは愛情のない防府市になってしまうんじゃないかなと思います。

そういった意味でぜひ、ここのところは今の現行制度のまま維持するというのなら、ぜひここは全額補助でやっていただかないと、これ自治会も市に対しての信頼、持てなくなると思います。

その辺について、ちょっともう一回御答弁ください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 御案内のようにそれを取りかえるとなると、今、3,000円ということでございました。それを単純に計算しますと結構な金額になるということでございまして、そういったことになれば当然その自治会の負担が増えてくるというのはおっしゃるとおりでございます。

そうした中で、答弁いたしましたのは、そういったことも含んでおるんですが、その中で申し上げました今後のコミュニティのあり方の中で、当然そのことも話題になろうかというふうに思いますから、それも含めてやっぱり議論していただいて、どういった方法がいいのか、というのはちょっと検討していただきたというの思っております。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） そのところは後でまた触れますが、次に、今、私が持っている数字としまして、防犯灯を要望する市民の声は非常に多いわけですけれども、担当課の資料によれば、新設の状況ですが、平成17年度実績で139、18年度で149、19年度で98、20年度75と、ちょっと急に落ち込んできているんですけれども、このような状況を今、お聞きされて、どのように執行部としては分析されているのか。感じたままにお答えいただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） ちょっと背景がわかりかねますが、確かに議員さんおっしゃるように、その費用的な面も含めて設置が不可能という、やっぱり分野もあろうかというふうには感じております。

ただ、それがすべてではないかもわかりませんが、ただ、防犯灯という位置づけからすれば数は増えていくのが本来であれば機能的にはいいわけでございますから、その辺の内容といたしますか、実態も自治会のほうにお聞きをして、どういう状況でということは今後やっぱりお尋ねしていった中で、方策をやっぱり模索するといいますか、それは必要というふうには考えています。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） 今おっしゃったとおり、もう本当に現状維持がいっぱいというのが総論的な意見であろうと思います。自治会によってはまだほかにいろいろ、まちまちの理由があると思います。私も担当課と、この質問をするに当たっていろいろ話もしましたが、なかなか現状が把握されていないという実態があります、市においては。

と言いますのが、交付するだけですから、なかなか統計を取ったりとか、直接その自治会の方々と接触してそういう話をするわけじゃないわけですから、なかなか民意を吸い上げられないと。だから、ぜひ、これちょっとおりていって、ぜひ詳しく調査をして、その

上で私は今の防犯灯の補助金のあり方、これを決めるべきであると。だから、頭ごなしにそういうふうに決めてしまうんじゃないで、やはり市民の声を吸い上げた形の中で地域コミュニティ検討協議会に諮るとか。また、市のほうで、庁内であらかじめの骨子案をつくるとか、こういうことをしなくては、いきなり何もなしのままでそのコミュニティ検討協議会、それへ丸投げすると、こういうような話では、それは市民が納得するわけがありません。何が安心・安全かと、こういう話になりますから、ぜひこれは調査をしっかりとやっていただいて、また、議会にもその状況を報告していただきたい、このように強く申しておきます。

いろいろ事例があるわけですが、今、防府の 4 年前の答弁じゃ副市長さんが言いよっちゃったですけど、当時総務部長でしたけど。防府市のそういう補助金の水準はまあまあだというような御答弁があったと思います。だけど、最近見ますと、近隣市で言いますと山口市、周南市、1 灯につき通常の補助率、別に通学路の設置補助は3分の2です。限度額も防府市より上です。宇部市においては限度額10万円まで認めております。

県外が入りますと、藤沢市に行くと、設置費も電気料金も100%補助なんです。ほかの自治体でも複数の自治会の境界にあって設置が困難な場合、要は隣の自治会さんがつけてくださいよ、いや、それはうちじゃないです。こういうふうな、なかなか難しい場合の、設置する場合は市がつけたりとかするのがあるみたいです。

今までこういった事例、当然御存じだと思いますけど、いろいろ庁内での会議、協議、今までどういうふうな形でこの辺の協議がされてきたのか。また、そういった、この辺の事例は防府市にマッチするんじゃないか。そろそろこれぐらいの、今の住民ニーズからすると、時代にマッチしていくようなサービスをすると思うと、この辺の補助も検討せんにゃいけないあとか、この辺のところの庁内での今の声、この辺がちょっと聞きたいんですが、まず、経緯も含めてちょっとお教え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 議員さん御指摘のように4年前総務部長でございまして、答弁をさせていただきました。

そのときの背景といたしまして、合併協議等々を通じまして、いわゆる1世帯当たり、自治会への補助金が2市4町、比較をしたときに、遜色がない。むしろ防府市のほうが2市4町で飛び出ているというような状況を踏まえまして、だから全体としてやるべきではないかという御答弁をさせていただいたわけでございます。

したがいまして、今、要するに防犯灯のいわゆる点だけの補助金ではなくて、総トータルではうちのほうがまさっていますよと。だから、その中で総合的に考えましょうという

ことを御答弁申し上げたと記憶いたしております。よろしく願いいたします。

それから、その後の云々ですが、したがいまして、いわゆる自治会への補助金のあり方について、ひとつ検討しなくてはいけないねということで、連合自治会への投げかけはいたしておりますが、その後の進展を見ていないという状況でございまして、今回、先ほど市長が答弁申し上げましたように、いわゆるコミュニティのあり方といったところで、市民の皆さんの御意見を踏まえて検討していこうではないかという方向性になっているのが現在の段階でございます。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） 後で言おうと思っていたんですけど、もう待てなくなりまして、ちょっと触れたいと思いますが。山下議員が4年前に答弁を受けたときに、私はその考え方はいかなものかなと思ったんです。というのが、自治会の振興助成金というのがありますね。それと防犯灯の補助金、これを一緒にそのコミュニティでまとめてしまうのはいかなものかなと。自治会というのは、確かに一つの団体です。だけど、防犯灯というのは防府市全体の問題であると私は思います。

そう考えると、今、市長さんも安心・安全、全力で取り組みたいとおっしゃったわけですね。そういうのからしますと、防犯灯というのはもう既に行政の問題になってきているんです。行政がある程度管理していかなきゃいけない問題になってきている。そういうふうなことで、恐らく今、他市の事例を挙げましたけど、周辺自治体でもこういうふうにだんだん手厚くなってきていると。ある程度やっぱり市がやっていかにゃいけん。やっぱりこういうスタンスをぜひ僕は持っていたきたいと思うんですけど、その辺についても、ぜひ今後、検討していただきたいなといいますか、ちょっと副市長さん、総務部長さん、何かあれば、ちょっとその辺でひとつお願いします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 御紹介いただきましたように、山口市においては通学路は3分の2というのも私どもも今把握をいたしておりますし、宇部市においては10万という限度額も定めてあるようでございます。そうした近隣のといいますか、自治体においてもやっぱりそういった意識は変わってきているかということは、やっぱりこれも認めざるを得ないといいますか、現実の話として、そういう要望が強いという中での結果だろうと思います。

そうしたことも今後やっぱり検討する上では、参考とすることはもちろん、そういったことも自治会の中で、いわゆるコミュニティの中で、当然私は話題になると思ってますから、他市のことをお話ししたときにはそういったこともお考えになる。あるいは我々もそ

ういった資料提供はいたしたいというふうに考えておりますので、その中で本当の自治会さんの御希望、どこまで酌めるかは別にいたしまして、それは話題としては、そういった話題は当然出てくるというふうに考えています。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） 次、行きますけれども、やっぱり市の道路照明の維持というのは、本来、道路管理者である市の責任であると思うわけですが、他市でも、定められるところもあるんですけど、国とか、ああいう基準じゃなくて、市独自の道路照明設置基準、こういったものが今、実際あるのかどうか、その辺をお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 市の道路照明の設置基準があるのかということでございますが、道路照明の設置につきましては市が独自で定めておるとい基準を持っているわけではございません。

設置に当たりましては、当然、道路照明の設置基準というものが現在、全国的にあります。これに該当するものであれば設置をするということでございます。ですから、独自なものを重ねておるわけではございません。

以上です。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） 横手市などでは街路灯整備計画というのを策定して、これ3年で行うらしいんですが、これも市長さんの公約でそういうふうになったのかもしれませんが、設置等が全市的なものについてはやっぱり街路灯を設置すると。地域の防犯上のもは防犯灯と、計画を持って進めているそうです。

じゃ、そういうことになりますと市道でも県道でも見たら、実際、街灯なんてついてないですよ。市はじゃあ、どうやって夜間の交通事故の抑制、道路管理者としてされようとしているのか、その辺ちょっとお尋ねします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 先ほども道路照明の考え方ということで、答弁の中に、述べさせていただきましたが、当然、車道部の道路照明ということにつきましては、交通の安全性を確保するというような中で、交通量等によりまして設置基準が設けられております。

また、交通の安全性を確保するという、それはあくまでまた、連続照明の場合の基準もありますし、また部分照明といいますか、危険な箇所、交差点、特に横断歩道の関係のところとかいうところに設置をするということもございます。

ですから、その中で、交通安全上必要であるというところについての設置は行っており、
というように考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） 私も今、それぐらいのレベルの話を求めているんですけど、じ
ゃ、実績は実際今どれぐらいあるんですか。そういう危険箇所には街路灯を今、設置をした
と、市独自で。そういう実績はあるんですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 既設の道路で新たに交差点等を設けた場合とか、
新たに道路を新設すると、横断歩道をつくるというようなところについては、当然街路灯、
今の街路照明については設置しておることでありまして、既存の道路で道路照明を
追加してやったというのは、私、今時点の数量については把握しておりません。

以上です。

7番（松村 学君） 数字はわかりますか。数字、実績。そういうのを設置したのを。

議長（行重 延昭君） どうぞ。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） その道路照明として新たに設置した個数でござい
ますか。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） わかりました。

僕らもそうあるべきと思うんですよ。だから、例えば、今、郊外店ができたり、その郊
外店がなくなったり、昔は夜は、例えばパチンコ屋があって明かりがあったけど、今はな
くなっているとか、非常に暗く、一気に暗くなったと。で、交通事故が起こったりするわ
けですよ。だから、そういった需要に、何というんですか、臨機応変に対応できるように、
それぐらいの、僕は整備は、市のほうで当然すべきじゃないかと思うんですよ。

私も聞くところによれば、今の市道、県道、6割ぐらいはほとんど防犯灯で道路照明も
一緒に賄われているということですよ。その辺のところ、御存じですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 今、現在、市道の照明を賄っているのは、確かに
地域の防犯灯がその照明になっておるということも事実だと考えております。

現在、先ほども御答弁させていただきましたように、道路照明として、車両の交通安全
対策という意味合いで設けておる照明につきましては、交差点の横断歩道部分とか、急な
カーブのところとか、そういうところに限られておるというのも事実です。

以上です。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） そういうのをやってほしいと思ったんですけど。実際、私がお見受けするには、そういうふうな 今、部長の答弁で、私の在職中はというような話もありましたけど、私も聞いたことがないんで。ぜひ、これからその辺も力強くやっていただきたい。今、言うたように、自治会の防犯灯で道路照明が賄われているような状態というのは、これは市としてどうなんでしょうかね。連合自治会のほうで要望の中にありましたけど、やはり自動車等の交通の安全性を確保するためには、やはり市がやるべきですし、あとの路地とか、家の狭隘部とか、そういったところでの防犯はやっぱり自治会がやるという、これが僕は筋じゃないかなと思うんですよね。だからこそ、私が先ほど申し上げたように、その自治会の補助金と、防犯灯の今の補助率を一体的に見直すというのはいかなものかなというふうに述べたわけです。

もう一度、その辺についてちょっとお聞きしたいんですけど、私は防犯灯は防犯灯で実際、僕は市でそういう検討協議会みたいなものを立ち上げられて、私も今、これから今、コミュニティ検討協議会つくられるということですけど、それと一体となる市としての独自の機関として、そういったものを立ち上げられて、今の問題を解決するようにしてほしいと思うんですけど、その辺、検討できませんか。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 社会情勢によって、いわゆる街路灯とか、防犯灯とか、その状況によって安全面から増えていくのが必定ではないかなというふうに思います。

ただ、私もずうっと県道を通して10キロぐらい帰っておりますけれども、街灯がほとんどないわけでごさいます、100メートルに一つずつ安全のために、道路照明のためにやっていくと100灯ぐらい防犯灯を建ててもらわないと帰れないわけでごさいます。そのすべてを安心・安全のために行政が、あるいは市が、あるいは県が見るというのは、やはり過ぎているのじゃないかなと。しかしながら、既存の道路で、いわゆる基準灯が、街路灯が必要というようなところ、特に交通安全上の、横断歩道を照らすとか、そういった防犯面から必要といったものについてはやはり少しずつ充実していく責務があるんじゃないかなと思います。

おのおの管理者、特に道路関係を中心にその辺については内部で検討をしてみたいというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） ぜひ、そういう、もう行政課題であるということだけは認識さ

れて、ぜひ市の責務を果たしていただきたいと思います。それによって、皆さんが本当に安心して生活できる。先ほども述べられましたように、今、次期総合計画を策定している最中ですが、そういった課題の中でももうナンバーワンと、ファイブに位置しておる課題ですから、当然真っ先にやらなきゃいけないのは自明のとおりでございます。

それでは、次にスポンサー街路灯についてちょっとお尋ねいたしますけど、このスポンサー街路灯を調べてみますと、旧国道2号線、産業道路沿い、市道の市役所通り、この辺に、ついておるといことです。かつては472灯も設置されておったんですけど、今は137灯まで落ち込んでるわけですね。これは老朽化とか、スポンサーが激減したとか、そういうことでここまでなったそうなんですけども、こういうものをせっかく今、都市照明委員会、中国電力さんのおかげでこういうものがつくられているんですから、市としても、県としても、これ、絶大な協力をして、やっぱりやる、いろんな形でサポートできなかったんかなあと思うんですね。何でこんなに一気に落ち込むまで見過ごしていたのかとか、そういう感が否めないんですが、産業振興部長、なんか都市照明委員会の委員長ということでお偉い立場ですから、ぜひとも、どういうふうに今までサポートされたのか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） スポンサー街路灯の件で、どのようにサポートしてきたかというお尋ねでございます。今、議員、申されたとおり、472灯ですか、これは昭和43年から48年にかけて設置が進んで、旧国道2号、市庁通り、これは大林寺勝間線、それから産業道路というところに新設された、いわゆる広告付きの街路灯ということで、現在、年間維持費としてスポンサーから2万4,000円いただいています。御承知のことと思いますが。

そこで先般も5月の終わりでした、照明都市計画委員会の中で、今後のあり方ということで、質問も出ましたし、その中で何とか中電さんも協力をしていただきたい。さらには商工会議所からも委員として入っておられましたので、商工会議所のほうにもそういったことで何とか今、それこそ明かりが消える状況にある中で、これを増やす努力ができないかということも提案は申し上げました。

現実問題、かなり厳しい状況であるということは今、私自身も認識しておりますが、何とか中電さんの協力、また商工会議所の協力、そういったものが今から得られるような努力も市として一緒になってやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） そういうふうな、何かいろんなスポンサー灯の依頼をするような広告とか、市広報でやられているとか、余り見たことがないんで、もっと力を入れていただきたいなど。例えば、先日商工会議所の総会がありました。市長さんもいらっしゃいましたけど、マツダさんが車の宣伝に来られていましたね、今。こういう御時世でございますから。非常にいいことであると私も思っているんですけど。やっぱりこういうところの場に、中国電力さんが事務局なら、ここに連れてきて、何とかお願いできないかとか、こういうふうな話とか、やっぱり直接頼むとかせんと、よし、わしもひとつ協力してやろうというふうにならんとしますので、そういったところをぜひお願いします。これを全部市でやれとは、そういうことを僕は言っているわけじゃありません。可能な限り、ぜひ、このスポンサー灯、今97灯ということで、まだ40ほど空きがあるわけですね。つけられるようにお願いしたい。そういうバックアップを最大限やってほしいと、これは要望いたしておきます。

そこで、ちょっと私も考えたんですが、先日も勉強会、ありましたけど、今、入札制度の総合評価方式、これは企業のボランティア等によってその評価点数がかさ上げされてくるという、こういう制度が実は今あるんですけども。このスポンサー街路灯にも、こういう全市的な、市民のためになることですから、こういう年間、今、2万4,000円ということで、スポンサーになっていただけたら評価点数に効果があるというような、そういうふうなものを入れられないか。この辺、ちょっと入札検査室長、お聞きしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 入札検査室長。

入札検査室長（安田 節夫君） スポンサー街路灯の設置企業、これを総合評価方式の入札での評価の対象にしてはどうかという御質問でございます。総合評価方式の入札につきましては、議員、御承知のように、20年度から試行で、行っておるものでございます。議員の御提案の件につきましては、県の意見等も聞きまして、研究・検討させていただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） わかりました。こうなると、やはり建設業の方々というのは、点数を上げたくて一生懸命頑張っているわけですから、ひょっとしたらもっと建ててくれというような話もあるかもしれませんので、ぜひ前向きに検討していただきたい、こういうふうに思います。

それでは、LEDのほうの話に入りたいと思いますが、LEDは御承知のとおりCO₂の削減、またその使用後の資源ごみ化、発熱量の低下、防虫対策、蛍光灯が生態系をまた変

化させるといふ、今、懸念があつて、今、LEDが地球環境に最も大きな効果をもたらすと、こういうふうになつておるんですけど。今、市としてLEDのデータはどれくらい持たれているのか、わかる範囲でちょっとお答えいただきたいなと思つています。

議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

生活環境部長（古谷 友二君） LEDの環境問題を中心にした効果に関するデータということで、御質問です。実は、本来ならば、いわゆる既に設置をされている実績に基づいたデータをここで発表するのが本来と思つてはすけれども、私どもも情報収集する努力の、まだ余地があるのかもわかりませんし、なおかつ、この前、中国電力の方にお聞きしたんですけども、中電として防犯灯の電源としてLEDを使つている例はないというふうにお聞きしまして、そして例が乏しいということもありまして、実績のデータがお示しできない点、大変、最初におわび申し上げたいと思つています。

そこで、大手メーカーのLEDに関する資料を取り寄せまして、その中にあります仕様書にある使用電気料等々から試算、試みの数字を出してみました。それを報告させてもらいます。

まず、結論から言いますと環境への負荷という問題でのCO₂の削減の実績ですね、ざつと通常の蛍光灯の防犯灯 20ワットですけれども、と20ワット相当のLEDで計算しましたら、年間で1灯あたり大体15キロぐらいのCO₂の削減になるというふうになります。そして、市内の防犯灯の数が7,000幾らというふうにありました。それを見たら、年間で105トンのCO₂の削減になると。これは申すまでもなく、LEDのほうが使用電力量が3分の2程度で済むというのが根底にあります。そして、年間105トンというのはちょっとわかりにくいですから、石油に換算をしてみました。しますと、200リットル入りのドラム缶に換算しまして、年間で90本相当のCO₂の削減になると、いう意味では環境への負荷が小さい。これは明らかだと思つています。

それともう一点、この経費の面でどうなのかということもあわせて、メーカーが出していますパンフレットをもとに試算をしてみました。LEDというのは御承知のように耐用年数が1灯あたり10年あるということなんです。通常の蛍光管は2年で取りかえですけど。10年間。しかしながら、電気料金は3分の2程度で、安いと。等々を比較しまして、10年間の使用年数があるということでしたので、1灯当たりの経費の比較をする場合に10年間トータルの金額で比較してみました。そういうことでお聞きいただきたいと思つています。

まず、通常の蛍光管20ワットの防犯灯です。10年間で電気代が3万4,500円です。そして、機械器具の交換費が10年間で3万8,200円になります。トータルで

7万2,700円 1本あたりですね、10年間。こういう数字が出てきます。

一方のLEDはどうかと。20ワット相当の防犯灯の10年間の経費ということで試算をしますと、電気代は3分の2程度ということがありましたので2万4,400円というふうになります。しかしながら、どういうわけか機械器具設置費というのが大変高く、これが1本あたり7万円かかります。だから、合計をしますと通常の蛍光管では10年間で1本あたり7万2,700円の経費がかかるところが、LEDで言いますと、10年間のベースで1本あたり9万4,700円の経費がかかるということで、1本あたりで2万2,000円程度の経費増ということになります。負担増ということになります。そういう意味では経済的には不利だというふうな印象を持ちました。

以上です。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） ここ数年で単価も、前はまだ高かったと私も把握しております。単価もぐんと下がったということで、費用対効果というところにくると少しまだ、なかなか難しいということですが、あともう少しすれば、まだ下がってくるのではないかなと思います。そのときには、もうほとんど変わらないぐらいになれば、環境に対してこれだけの効果があるわけですから、推進を、そのときにはしていただきたいなと思います。要望いたしておきます。

最後に市長さん、お聞きしたいんですけれども、今、安心・安全 市長が最大、最重要に取り組みにやいけんと、きのうの答弁にもありましたけども、そういったことで防犯灯、今の街路灯、こういったものに対する役割ってすごい大きいと思うんです。そういった面において、市長として、これからこの実現をしていくために、もっともっと市の、抜本的な考え方をして、そういう安心・安全をつくっていく、こういうことをしなきゃいけないと思うんですけど、市長さんとして、今、その辺をどのように考えているのか。それとまた、意気込みはどのような意気込みでいらっしゃるのか、その辺、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほどからの質問や答弁を聞いておまして、私なりに考えていたわけではありますが、時代とともに市民や住民の方々の御要望というものは多様化、複雑化、高級化していっていると、私はそういうふうに感じます。

また、同時に時代とともに新たな行政課題が生じてくるのも、これまた当然のことです。一方においてはそれらを賄っていくだけに足る行政体質に変化していかななくてはならない。節約もしていく、行政改革も、聖域なき行政改革に手を入れて財源を生み

出していくという、そういうことも議会の皆様方ともども真剣に考えるときに来ておると、私は痛感をいたしております。

また、同時に地域コミュニティ検討協議会の中におきましても細分化して この問題の部会、この問題の部会というような形で細分化をして街路灯について集中的に協議をしていくこともあわせて必要でありましょうし、自治会にかかっている経費全般を総ざらいをして、果たして今までどおりの配分、使い方が妥当であるのか否かということまで含めて検討していくという、すべての面においてチャンネルを新たなものに切りかえていく、そして、スタートラインを設けて考えていくという、抜本的な取り組みが求められているのではないかと私なりに感じておりました。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 7番、松村議員。

7番（松村 学君） 中国電力さんがこの23年の3月末でこういうサービスが廃止になるということですから、もう待たなしの状況であります。最低でも2年以内に新しい制度、また、市の街路灯等の取り組み、こういったものをきっちり練っていただきたいと、強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 以上で、7番、松村議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、22番、三原議員。

〔22番 三原 昭治君 登壇〕

22番（三原 昭治君） 民意クラブの三原昭治でございます。一般質問も3日目となりまして、皆さん大変お疲れだと思いますので、ゆっくりとやらせていただきたいと思います。

通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

まず、1点目はからくり時計の維持について質問いたします。

このからくり時計については平成19年9月の定例議会で一度、一般質問いたしました。御承知のとおり、からくり時計は平成10年9月に防府駅てんじんぐちのアスピラート前に設置されました。この時計は当時の市のイメージアップスローガンだった、「歴史と未来が見える街」を具現化する事業として、歴史性と未来性をあわせたデザインと仕かけにより防府らしさを演出。また、市民に愛されるモニュメントとして人々が集い、交流の輪が広がっていくシンボルにすることが目的で設置されたそうです。頭の悪い私には今の目的がさっぱり理解できません。

一方、市民は約1億5,000万円という途方もない巨額な建設費に加えて、時刻をど

のように読み取るのか、全くもってわからないと苦笑、首をかしげるなど、時計としての機能も十分に果たさず、子どもだましのようなからくり人形に当初から大変な不評で、市民の中には何かからくりがあるのでは、と疑問視する声もありました。また、私の一般質問で多額な年間の維持管理費を知り、不要無用なからくり時計の存続に憤る市民も多くなりました。さらに、このからくり時計に対して、無用の長物だとの市長の毅然たる答弁に多くの、いやほとんどの市民が共感しました。

が、しかし、無用の長物だとの言明に加え、行政改革において聖域なき改革の断行を強く主張する市長の言葉とは裏腹に、いまだに無用の長物のからくり時計が維持されていることに市民は不信を抱くとともに、市民の血税は市民のために有効に使うべきであり、からくり時計はからくり時計であり、「もうほっとけい」という声が多く上がっております。

さて、2年前の一般質問で、今後の維持について行政改革の観点から、協議・検討するように要望しましたが、どのように協議・検討されたのか。また、市民からも、望みもしないからくり時計について維持や、多額な維持管理費について、無用で全く無駄な経費との強い指摘がありますが、市としてもう対処すべきだと私は思います。市のお考えをお聞かせください。

2点目は、新体育館の運営と管理について質問いたします。

現体育館は昭和49年に市民のスポーツ振興や健康増進などを目的として防府スポーツセンター内に建設されました。しかし、築後35年がたち、老朽化が著しいことから、昨年7月に新体育館の建設に着手し、平成22年7月の開館を目指して着々と工事が進められ、多くの市民がその完成を待ちわびているところであります。

さて、そこでお尋ねしますが、より多くの市民の方々などに利用していただくため、どのような運営管理を考えているのか、基本的な方針をお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からはからくり時計の維持についての御質問にお答えいたします。

アスピラート前に設置してありますからくり時計につきましては、私が市長就任する前に設置されたものでございます。当時において英知を結集され、設置されたからくり時計は、防府らしさの演出と市民に愛されるモニュメントとして人々が集い、交流の輪が未来へ広がっていく象徴的なシンボルとしての交流の輪としての位置づけられたものとお聞きしております。

このからくり時計の維持につきましては、軽微な修理は通常の保守点検で対応し、ランニングコストを低く抑え、必要最小限の維持管理を行っているところでございます。幸いにも今まで多額な費用を要するような修繕は発生しておりませんが、設置されて既に11年を経過しておりますことから、部品なども傷んできていると推測され、特に時計機能や回転する機能が故障した場合には多額な修繕料を必要とすると考えられます。これらの維持管理に要する経費につきましては、市民の皆様の大切な税金を使わせていただくわけでもありますし、そのことも十二分に承知しておるところであります。

そこで、一つの例としてではございますが、簡易な修繕で直らない場合、時計に仕込まれているからくり人形を外して、アスピラートでケース展示し、本体はモニュメントとして活用する方法もあるのではないかと考えております。

いずれにしても財政状況をしっかり見ながら、最善の方法を見出すのが必要なことではないかと考えているところでございます。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。前回よりかなり前進された答弁でありました。まず、検証と申しますか、このからくり時計のこれまでの生い立ちと申しますか、経過につきまして、少し質問させていただきたいと思えます。

2年前に私、ドレミファソラシド云々の音階が奏でられるようになっているセンサーが故障していると、一体どうしたことなのかという質問をいたしましたところ それともう一つ、プラスチックで覆われている、どうしてなんだろうかといいことを言いますと、これは故障しておりまして、今、修理を考えて、見積もりをとっているところでございますという答弁がございましたが、その修理のための見積もり、幾らぐらいかかったのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 当時、センサーの故障についての見積もりをとり、安価な場合にはそれを修理したいというような回答をいたしております。その後に見積もりをとりまして、このセンサーの修繕ということで見積もり額が110万円程度かかるというような報告を受けております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） それで、110万円でしたか、かかるということで、あれから2年 あれから2年って何かありましたけど、指摘して、あれから2年たちましても、

まだプラスチックで覆われておるんですが、これはどうしてプラスチックで覆われているわけですか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） プラスチックでなぜ覆われているかということで、いまだ修繕を行っておらないということでございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） それはまた後、質問いたします。

それで当時、たしか、かわいそうに人形も落下したということでありましたが、落下した人形はどうなりましたか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 人形の修理につきましては、修理を完了しております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） これも後、聞きます。

それでもう一つ、検証のためですが、たしか1年間は無償でメンテを保証しましょうということでありまして、平成11年度から昨年度で10年がたちましたが、これにかかった必要メンテ、また、電気料等の経費はどれくらいかかりましたか。

それと先ほど市長が言われました人形を送り出すチェーン、それは10年に一度かえなければいけないということがありましたが、そのチェーンをかえることはされたのか。それとも、それはどれくらいかかるのか、お知らせください。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） それでは、この10年間の維持管理費につきまして御質問でございますが、維持管理費といたしまして、電気代といたしましては、年間約38万円程度ということで10年間を合計したものと、10年間の委託料、あわせて1,414万5,150円ぐらいになるということです。

以上です。

もう一点はチェーンの補修の件でございますが、これは実施しておりません。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 交換した場合、チェーンを交換するときに、金額はどのぐらいかかりますかという質問なんです。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 実はまだ、チェーンの交換の見積もりは一切取っておりません。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 2年前の質問では90万円ということをお聞きしております。先ほど1,400万円と言われましたが、もしかえた場合は、10年間で1,500万円という多額な経費がかかるわけでございますよね。

それともう一つ、先ほど音階はプラスチック板で覆ったまま、全く機能しないようにしてある。先ほど人形は直されたと言われましたが、私は直されたのかどうかよくわからないんですが、人形も出てこない現状、あそこに故障という紙が張ってあります。もう紙もかなり雨風で薄れておりますが、人形も出て来ない。恥ずかしいのかどうかわかりませんが、これはどうして直されないのか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（阿部 裕明君） 確かに御指摘のようにからくり部分の人形が現在、故障で出ておりません。

これに伴いまして、前回、御質問にありましたセンサーの問題も含めまして、なぜ直されないかということでございますが、それに伴います 当ても安価な費用というような表現をしておりますが、そういうふうな金額ではないというように考えたところで修理が行われていないというように考えています。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） そうですね。まだ、ほかに言いたいことがあると思いますけど、言えないと思います。（笑声）

そこで、設置された当時の事実の実話です。話です。市の職員の、そのかわりを持たれた市の職員の上司と部下の会話です。ある職員の方に私は聞きまして、ちょっと皆さんに御披露いたします。これができたのが、先ほど申しましたように平成10年にできまして、それから数カ月後、壊れてしまいました。せっかくのからくり人形が出てこないということで折しも御神幸祭、裸坊が間近に迫っておりました。たしか、あの中にはワッショイ、ワッショイという裸坊が出てくるということで、部下が気にしまして、つくったばかりが破れたんじゃ格好つきませんから、あそこを何か覆いましょうかということを上司に言ったそうです。するとその上司が一言、心配することはない、だれも見りゃせんということをしたということをお聞きしました。というように、今、部長もなぜ直さないかという部分について、大変答えにくかったと思います。嫌な質問して申し

わけございません。多分言いたいことは私と同じだと思うんですが。

そこで市長にちょっとお尋ねいたしますが、市長は、先ほど私は壇上で言いましたが、無用の長物であることをはっきり言われましたが、今も同じように無用の長物と置いていらっしゃるでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） さっきから思い出しては笑っているんですが、もうほっとけないと、こういうふうに本当に思いますね。

私は当時、何でこんなものが大金かけてできたんだと、本当に思っておりましたし、今も時計がどういう時間帯を指しているのかよくわかりません。わかるうとして努力もするんですがわからないんです。車で通っているときに、あれ、時間をはっきりわかろうと思ったら交通事故を起こします。（笑声）

無用の長物という表現は一つのあやでありますけれども、当時の方々の思いは、さっき壇上で述べたような思いで一生懸命真剣になってつくられたわけであります。あの下にはかなりの機械が入っているんだそうです、地下にですね。あれを全部どけてしまうということをやると、何千万円というお金がかかる。それさえよくわからない、どのくらいかかるかわからないというぐらいの代物が下に眠っているんだそうです。

で、壇上で申し上げたように、撤去するのに大金がかかるんなら撤去もできない。ならば一方向に向けたまま、もう動かさないで、時計の針らしきところには何かモニュメントとして絵を入れるなり、言葉を入れるなり、あるいは広告塔として使うなり、行事案内のような形の表示板にするなり、そして時計の機能がどうしても必要ならば、この輪っかのてっぺんのところに固定して、時計が落ちないような、本当の本物の時計を前後左右から、どこからでも見れるような、今ごろのことですから、そう大きなお金をかけないでもあると思いますので、そういうような本当の時計をぶら下げるとか、いろんな事柄を総合的に検討しなくてはいけないんだろうと、こう思うんですが したがって、ほっとけないと言ったわけですが。そういう時期に完全に到達しておるような気がいたしておりますので、いい御提案があればぜひ、また、お聞かせをいただきたいと、このように思っております。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） もうそこまで答弁していただければ、もう次からは恐らく、もうほっとけないという言葉は出ないと思いますが、ちょっと気になるのは、先ほど市長が、先人が英知を絞ってという言葉が出ましたが、確かにそれは大変尊重しなければいけない言葉だと思いますけど、ただ、行政改革の、市長が言われる聖域なき改革、ましてや

聖域をのけても行政改革とは何ぞやということになれば、やはりこれまで行われてきた事業、いろんなすべてのものに対して、現在に、時代にマッチしないものを改めていこう、見直していこう、削減できるものは削減していこうというのが私は行政改革だと思います。それぞれその当時には一生懸命考えられて、皆さん、そういうふうに行われてきた事業も実施されてきたことだと思います。

もう、そこまで市長が答弁されて、私、まだたくさん、いろんなことをお尋ねしたかったですけど、もうこれ以上は聞きません。もう時期に来ているから、これから検討しておくと言われるんですが、ぜひこれを、まずとめてしまう。もう一つ、私は提案したかった もう一つ提案してみたかったなあと思ったんですが、一時期とめてみて、市民からどんな苦情が来るか、時計が見えんよと、時刻がわからんではないかと、からくり人形を楽しみにしとったのに一つも出てこないかというような苦情が出てくるかこないかということだったんですが、部長にこの間お尋ねしましたら、私はそういう話はまだ全然聞いておりませんと。既にもうとまっているわけです、機能として。それでもうこれは、あとはもう時計がとまるのを待つだけと。人形は出ない、音は出ない。あとは時計が、待つだけというよりは、今、市長が言われたように、もう思い切って、年間百四、五十万円かかる貴重な市民の税金、もっともっと有効に使うところはたくさんあると思います。これもまた答弁がしづらい部分があるかもしれませんが、もう新年度でその形を、市長の今の言葉を示していただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほどから申し上げておりますので、御理解をいただいていると思っております。

早急に善後策を講じなくてはならないと、このように感じております。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） はい、わかりました。ありがとうございます。

これで私は時計を見てイライラしなくて済みますし、市民の方々から、実は2年前に質問した後に、朝日新聞さんに取り上げていただきまして、大変な反響がありまして、去年の選挙期間中ですか、いろんな方々から決着はどうなったのかと。やりっぱなし、言いつぱなしかという、大変きついお言葉をいただきましたので再度質問させていただきました。今の市長の答弁を受けまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 次は、新体育館の運営管理について。教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 新体育館の管理運営に関する御質問にお答えいたします。本市の体育施設につきましては、体育の普及振興と市民の心身の健全な発達を図ること

を目的として設置しております。新体育館は、この体育施設の中心となるスポーツの総合的な拠点施設として、多様なスポーツ・レクリエーション活動の場を提供することにより、健康で、ゆとりと生きがいに満ちた市民生活の向上に寄与することを目的として、現在建設中でございます。工事の進捗率は5月末で約27%でございます。今年度末の完成を目指しております。

新体育館の管理運営に当たりましては、施設の目的及び市民のニーズを踏まえ、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が多目的に利用でき、より多くの方が積極的に活用できる施設を目指し、もつて市民の皆様のスポーツの振興、健康づくり、きずなづくりに資することを基本的な方針としております。

まず、スポーツ振興の場として、一人ひとりの健康で充実したスポーツライフが確立できるよう「する」「みる」「ささえる」という観点から、最良のスポーツ環境を提供し、多様なスポーツニーズに対応した事業を展開するとともに、国体をはじめ各種大会が開催可能な施設として、安心して快適に利用できる空間の提供とアリーナの特徴を活かした魅力あるイベントや教室メニューの提案を進めるものとします。

次に、健康づくりの場として、スポーツ・レクリエーション活動を通じ、幅広い年齢層の市民が健康な心と体をつくり、保てるよう積極的な健康づくりが実現でき、健康を実感できる取り組みを進めてまいります。

さらに、きずなづくりの場として、人が集い、きずなが生まれる、憩い、にぎわい、いやしの施設となるよう、他市の親子参加型の教室や介護予防教室などを参考に、だれもが利用しやすいプログラムの提案やスポーツ・健康情報の提供等を行い、スポーツを媒体とした市民の触れ合いとコミュニケーションの空間を創造してまいります。

これらの基本方針を踏まえて、管理上の基準の設定に当たりましては、体育協会加盟団体や利用者の皆様へのアンケート、また競技団体の方などに集まっていたいただいた防府市体育館建設懇話会の皆様の御意見などを参考にさせていただき、御要望におこたえする形で整えてまいりました。

具体的な基準の例といたしましては、新体育館を十分に御活用いただけるよう、規定する休館日は年末年始のみとし、開館時間は現体育館よりも1時間延長して、9時から22時までとしております。

また、利用時間単位につきましては、きめ細かい対応が可能となるよう1時間単位の設定とし、部分利用の区分につきましても器具料金を含めた、面積単位でわかりやすい設定としております。さらに休日も平日と一律の料金としております。

料金の算定につきましては、市の使用料の算定のルールに従って算出した結果をもとに、

現体育館の料金とのバランスや他市の施設の料金も考慮した額としております。

なお、新体育館の管理運営の方式は、市の施設である陸上競技場、武道館をあわせて、指定管理者制度によることとし、公募により指定候補者を選定することとしたいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） ありがとうございます。新体育館は9時から22時、年末年始の12月28日から1月3日が休館ということでありましたが、既存の野球場、陸上競技場は照明がありませんから関係ありませんが、武道場またグラウンドについての整合性はどうなっておるのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 御質問のことですが、今、武道館につきましては、今体育館と同じような運営形態に合わせたいと思っております。

それから、今、スポーツセンターが所有している施設でございますけど、これは各施設によって特徴がございます。現体育館につきましては先ほど申しましたように午前9時から午後9時までとなっております。プールにつきましては午前9時から午後6時まで、野球場は午前6時から午後7時まで、運動広場も午前6時から午後7時までというふうになっております。休日日につきましては、今、財団が持っている体育館、プール、野球場、運動広場でございますが、毎週火曜日と12月28日から翌年の1月3日までとなっております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） それと、利用についてですが、以前、アスピラートができたときフリー申し込み方式といいますか、そういう形で申し込みを受け付けておりました、当初。で、防府読売マラソン大会の開会式の主催者も貸していただきたいという申し込みをいたしました。フリーということで、ほかの行事の申し込みもすべて重なりまして抽選で決めたと、そして防府読売マラソン大会の開会式は抽選から外れ、急遽よその施設で開会式をやったということがありましたが、新体育館についてはきちんと、その施設利用と申しますか、その調整はどのようになっておりますか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） まず、申し込みのことでございますけど、詳細につきましては規則等で定めていきたいと考えておりますが、基本的には1年前からの受け付けとい

うふうに私は考えております。で、部分使用につきましてはこれは小さい大会でございますので3カ月程度を考えております。それと特に大きい大会につきましては、当然1年以上前ということも考えられますので、このあたりは大会のレベルというような形も考えながら運用していきたいと、詳しくは規則等で定めていきたいと思っておりますけど、私は今のところそういうふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 現行の体育館等、あそこのスポーツセンターの施設におきましては、利用者というか関係団体の調整会議がたしか行われておると思っています。そのような形でとり行っていくという認識でよろしいでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 御指摘のとおり利用者会議というのが、調整会議、やっております、これも存続していきたいというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） それでは、この新体育館は指定管理者制度を導入されるということで、先般ちょっと説明を受けましたけど、この中に指定管理者制度の中に利用料金制度というのを取り入れていくということでございますが、少し料金制度ということについて説明をいただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 利用料金制度でございますけど、この利用料金制度につきましては、公の施設の利用料金を、その施設の料金を指定管理者が収入として受け取れる制度でございまして、これは平成3年の自治法改正において、公の施設の管理運営に当たり管理受託者の自主的な経営努力を発揮しやすく、また地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化を図るために創設されたというふうに説明がされております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） きのう、ちょっと余談ですが、教育次長ともっと元気を出して大きな声でやろうという話をいたしましたので、少し大きな声でよろしく、耳が余り聞こえませんが、よろしく願いいたします。

わかりました。今、利用料金制度ということで、たしかほかの施設もその利用料金制度を取り入れていらっしゃると思います。その中で、先ほど自主的な経営努力ということについて、私はとてもいいシステムではないかと思っております。そこで本当、これまでの指定管理者制度で、この自主的な経営努力でどのような成果が出ているかということをお

聞きしたいんですが、おわかりになりますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 私が所管しているところが文化振興財団がございます。文化振興財団の場合には会計が3つに分かれておりまして、その中で文化芸術特別会計だったと思うんですけど、ここにつきましては事業者、いわゆる財団の経営努力により、いわゆる歳入歳出の浮いたものにつきましては繰り越すといいますが、財団の所有になっております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 財団の所有というより財団の収入ということの考え方でよろしいですかね。本来、指定管理者制度、今、言われましたように、しっかりと、もうけるなんて言葉はちょっと公共施設ですから私は適切じゃないと思いますが、しっかり頑張っていていただいて、利益を上げていただければ、市が目的とする利用者の増加につながるということで、まだまだしっかり指定管理者の方に頑張っていていただきたい。ましてや今回、体育館で指定管理者を今度は公募されますが、しっかり中身を見て、やる気のある、ファイトのある、例えばこれまでの体育館使用が、指定管理者になったために1.5倍になったよと、2倍になったよとなるぐらい、ファイトのある、また企画力のある、運営力のある管理者を選定していただきたいと思います。これは要望しておきます。

それと、さて次に入りますけど、この体育館では減免規定は廃止されようとしていますけど、これはどういう理由でありますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） このたびの条例につきましては減免規定を廃止しております。この減免につきましては、平成8年に料金設定の基準策定等につきまして研究部会の報告書が出ておりまして、この中で使用料の考え方につきまして研究がされております。この中で、減免につきましてはこういう表現がされております。「いわゆる使用料そのものが公共性を勘案の上決定されたものであり本来施設管理者の裁量でするもので、各担当課が施策として判断すべきものであり、減免規定を削除し、必要なものについては補助金交付により対応すべきといった考え方もある。ただし、現在の場合については現行規定もやむを得ないと思われる」ということでございまして、一番初めに減免の考え方、使用料の考え方を主として検討したのが平成8年でございます。

その後、17年の第3次行政改革の後期計画だったと思うんですけど、このときに受益者負担の適正化の推進ということがございまして、その中で減免についてどういうふうに

考えるかということで推進計画が立っております。その後、18年になったと思いますが、18年に、使用料の減免規定についてという形で、行政改革推進会議研究部会の報告書が出ております。この中で減免の考え方についてどのようにしていくかというふうになっております。

その中で、私どもがかかわるところでございますけど、この中で、社会経済状況の変化等から減免制度の見直しという項目がございます。この中で、公の施設については受益者負担の原則から一層負担の公平性、公正性が求められているということでございまして、次の施設については特に受益者負担の原則が求められる施設であることから減免規定を設けないことを検討するものというふうな形で、防府市公会堂、アスピラート、陸上競技場、武道館というような形のものが研究の報告書に書いてございます。ここでもう一つ書いてあるのが、減免規定を設けないことにより負担が増える公共的団体や福祉団体については別に支援策、補助金交付等を検討するというような研究の成果がまとめられておりますので、これに従って体育館につきましては減免規定を廃止したわけでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 私、実はこの質問を通告を出す前に新体育館について減免規定の中の範囲を拡大していただきたいということで、県内の各市の実態をいろいろ調べておりました。大変、他市では小・中学生のスポーツ振興や一般の方々の健康増進など、それを目的とした施設ということで、減免の範囲が大変、防府と比べて、格段の差があるくらい広くとられております。特に小・中学生なんかは、これから防府を担う小・中学生については免除のところもございまして、また練習においても減免しているところもあります。そういうところもあり、私はその拡大をお願いしようと思った矢先にこういう改正の案が出てまいりました。これら打ち合わせと申しますか、少しお尋ねしている中で、次長は貸し館であり、公平性の観点から減免を廃止するんだということも言われましたが、それは間違いありませんか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 先ほどの研究の報告書もございまして、その研究報告書を、私が今御答弁いたしましたのは私どもが所管している施設についてお答えしたものでございます。したがって、ほかのいろいろな施設の特徴に合った考え方がこの研究報告書の中では書かれております。

この中で特に受益者負担の公平性を求められる施設ということで体育施設があるわけでございますけど、基本的に貸し館といいますが、いわゆる市民をはじめ不特定多数の方が

一定の時間をその部屋というかアリーナを占有されるものでございますので、その使用料につきましては一義的には同様である、同じ金額であるというのが基本的な考え方でございます。しかしながら政策として支援をしていく、例えば体育協会等の御支援をいただく場合につきましては、行政の政策として補助金という形で出していくという考え方でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） たしかこの間、勉強会でいただいたこの防府市新体育館のコンセプトと概要という中に、新体育館の管理の基準と料金設定という部分の、減免という部分の考え方と方針というのがここに書いてありますが、現在、防府市の公共施設は減免しないことを基本としているということが書いてありまして、また、新体育館の管理運営は指定管理者が行うことを考慮し、減免規定は廃止するとありますが、間違いありませんね。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） この言葉の中でこう書いてございますが、今、本市といたしましては、基本的に使用料の場合につきましては減免をしないという方針で、まずは基本方針でございます。その中でその施設の性格、性格をしっかりと検討して個々に判断をしていくということでございます。

ですから一番初め、使用料等につきましては、減免については、まずはしない方法を基本とし、それを基本としながら、各施設の性格を考えて、最終的には判断をしていくということでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 同じ利用料、使用料を取っても、その施設によって減免があったりなかったりするという考え方でよろしいですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 施設の性格によるというふうに私は考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 根本的な施設の性格は公共施設なんですよ。だからそれを公共施設の性格、さらに性格が違って云々というんだったら、大変ややこしくなりました、わかりづらくなると思います。それと、この本市の公共施設は減免しないことを基本としてると、それで指定管理者をだから考慮して廃止するということになりましたけど、もうこ

れで考えていくんだったら、今のような考え方でされるんだったら、これからできるものに減免があったりすればおかしいと私は思うんですが、実はまちの駅には減免が今度についてますよね。これは施設によって異なるからですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 施設の性格は、おっしゃられるとおり公の施設でございますけど、その利用形態というのがございまして、私のほうは今、公民館等についても所管しとるんでございますけど、これは地域性があると、それとまた社会教育施設という形の目的によって減免をやるということでございますので、基本的には減免はしないという基本でございますけど、本当に利用状況、利用の形と申しますか、それによって最終的には判断をしていくということでございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 何かこう市民にわかりにくい形にしようというように私は思えます。今まで、例えば、そういう対象になるのは補助をしていくということは、先に払ってもらって、後から補助を取りにきていただくという形をとられるわけですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） このあたりは私どもいわゆる補助金、支援をしていくのにはどういう方法がいいかということをしっかり考えました。それで、利用団体の方につきましても、大会を企画する場合にはその場で会費を集めて納めるというような形で、いわゆる後払いは大変難しいというようなお話がございました。そこで私どもが今考えているのは、例えば体育協会に限って言わせていただければ、まず私どもは体育協会と協議いたしまして、年間の大会の種類と回数で概算払いを行います。その概算払いを、体育協会に概算払いをしておりますので、体育協会のほうで種目団体に助成をされるという形になると思います。この場合も資金前渡という形が、これは体育協会のほうと協議してみようと思ってるんですけど、資金前渡ということがございますので、前払いという形で、後、領収書で精算するという形もとれるんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 例えば体育協会を例にとられて、補助金として前払いされるということですが、例えば、予算組まれて、前払いされて、対象になる種目が多かったと、その予算を組んでいて、それ以上、上回ったときはどうされるわけですか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） まず助成について、私、今、考えているのは、現在の減免

と同程度の助成のルールをつくってやろうと思っておりますので、そのルールに合致すれば追加助成ということになると、追加助成をしていきたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） ただ考え方だけのことであって、手続的には本当に二度手間、三度手間の手続を今しようとしているわけなんです。で、もう一度聞きますけど、今までの減免規定の中で何か不備や不都合がありましたか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（山邊 勇君） 大きな不都合とかいう形のことは、私、今、聞いておりませんが、やはり基本的な考え方を、この施設に対しての基本的な考え方をどうするかということでございますので、結果としては同じかもわかりませんが、やはり最初は平等であるべきという考えのもとにこういう条例を提案したわけでございます。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） 平等であると言われるんならすべて平等であるべきですよ。もとをただせば減免規定というのは平等じゃありません、そうと言われるんだったら。平等と言われるんだったら私は平等じゃないと思います。同じスポーツをやり、同じ健康増進のために使用させてもらって、大会であろうが、一般が使おうが、同じ目的で使うのに、こちらは減免してこちらは減免しないというのは、これはおかしい話だと。今、次長が言われたからそうやって言うんですよ。だから全く不都合はないということであれば、ほんと何か市民の間の中には、いずれ補助金制度にして、今、行政改革の対象になってます補助金の削減等、その中に入り込んでくるんじゃないかと。だんだんこういって、行政のやり口で、なくなってしまうんじゃないかと、厳しくなってくるんじゃないかという懸念さえあるわけなんです。

だから、私、思いますけど、同じ公共施設であって、ここはある、あそこはないというのは、大変市民にも理解しがたい話であって、きちんとやっぱり保障されたと申しますか、担保されたような制度をちゃんと設けて、それを運営していくのが私は筋道じゃないかと思えます。この点につきまして市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 教育委員会の立場は、先ほどから教育次長が答弁いたしておりますような経過の中で、公平性と公正性さというものを担保していく上で、最終的には補助金という形で利便性を図っていけると、こういうふうに判断したのではないかというふうに私は理解をしておるわけでありませう。

一方、議員の御指摘も、ほかの公共施設においては減免制度があるのにもかかわらずこ

の体育館にはないというのは不都合ではないかというのも、これまた理のあるところではないかというふうにお聞きをいたしておりましたので、議会におかれましてしっかり御審議をいただくべき案件ではないかと、こんなふうには感じております。

議長（行重 延昭君） 22番、三原議員。

22番（三原 昭治君） わかりました。市長のおっしゃるとおり、議会がきちんと審査して、チェックして対応すればそれで済むという御答弁でございましたが、そのとおりだと思いますが、その前に出してくる自体が私は不都合なことだと思っております。やはりその前にきちっとしたものを、市民が納得できるもの、議会が納得できるもの、100%納得できるものとは限りませんが、より近いものを提案してくるのが私は筋道ではないかと思っております。

この件につきましては、今、委員会付託になっております。ここでまだまだ続けてまいるのも何かと思しますので、まずは委員会でしっかり審査していただきまして、また議会全体でしっかり審議していきたいと思しますので、私の質問はこれで終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で22番、三原議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後2時41分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年6月18日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 伊 藤 央

防府市議会議員 原 田 洋 介